

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会 報

地域と農業

第 134 号

Jul. 2024

Summer

- 特 集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流
第1回 韓国親環境農業の現状と課題
第2回 慶尚南道における親環境農業の現況と政策

- レポート** 「第五次北海道食の安全・安心基本計画」及び
「第五次北海道食育推進計画」の概要

- 研究報告** 自主研究「コロナ禍を契機とした新しい生活様式の構築
－農村からの提言－」をとりまとめて



エーコープ
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合(BB)肥料



稔りある大地とともに

ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 酒井 賢二

札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地 (北農ビル18F)

TEL 代表 (011)222-2444
FAX (011)232-3597

最新刊

ニューカントリー2024年夏季臨時増刊号



子実トウモロコシ 栽培マニュアル

監修 北海道
子実コーン組合

北海道を中心に、全国的にも注目されている子実トウモロコシの栽培に役立つ情報を、北海道子実コーン組合の監修により、1冊にまとめました。

子実トウモロコシに関する基礎知識から、栽培のポイント、生産者の取り組みや経営事例などを紹介する他、子実トウモロコシ生産に役立つ播種機、収穫機、コーンヘッダ、乾燥機なども取り上げます。

B5判 100頁
定価 1,980円(税込み) 送料 134円

— 図書のお申し込みは —

デ ィ マ ン 社

株式 北海道協同組合通信社
会社

☎ 011(209)1003
FAX 011(271)5515

e-mail kanri@dairyman.co.jp

※ホームページからも雑誌・
書籍の注文が可能です。



<https://dairyman-ec.com/>

地域と農業 Vol.134

表紙写真：じゃがいも畑

写真提供：小清水町



目次

-
- 2 **観 察** 三つめの庄内 満州からのJターン入植
一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 坂下 明彦
-
- 6 **特 集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流 第1回
「韓国親環境農業の現状と課題」
韓国尚志大学 名誉教授 禹 瑛均
- 20 **特 集** みどり戦略に対応した新しい農業の潮流 第2回
「慶尚南道における親環境農業の現況と政策」
韓国慶南研究院 申 鍊鐵
-
- 30 **レポート** 「第五次北海道食の安全・安心基本計画」及び
「第五次北海道食育推進計画」の概要
北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局 食品政策課
課長補佐（食品企画） 小林 千春
主 幹（食 育） 小森 康弘
-
- 39 **研究報告** 自主研究「コロナ禍を契機とした新しい生活様式
の構築ー農村からの提言ー」をとりまとめて
北海学園大学経済学部 教授 佐藤 信
-
- 46 **シリーズ** いきいき農業高校 第24回 北海道幌加内高等学校
-
- 49 **Essay** S D G s の取組み『だから、マイボトルエコ宣言』
生活協同組合コープさっぽろ組織本部
放課後児童クラブ推進室 吉田 千恵
-
- 54 **連 載** わがマチの自慢 No.36 小清水町
一般社団法人 北海道地域農業研究所 特別研究員 瀬川 辰徳
-
- 62 **研究所だより** 令和6（2024）年度 調査研究課題等一覧
-
- 63 **地域農研NOW** ～今年はどんな夏になるのでしょうか～
-
- 65 人事異動・編集後記

みる 観察

三つめの庄内

満洲からのJターン入植

一般社団法人 北海道地域農業研究所

所 長 坂 下 明 彦

ちよつと古い話題になったが、昨年末にテレビドキュメンタリー番組の受賞作を一挙に放送するというNHKの企画があった。その一作目が山形放送制作の「三つめの庄内―余計者たちの夢の国」である(注1)。山形県の庄内地方から満洲にわたった移民が敗戦後の苦難の引揚げの後、再び北海道などへのJターン入植を行い、三つ目の庄内を作るというストーリーである。実はこのテーマ、私が大学院出た頃の頃から温めていたものである。道内の調査先で「庄内」部落に出会ったことから、山形県の母村まで出かけて調査(取材)を行ったこともある。思わず

筆を取りたくなってしまう次第である。満洲農業移民は昭和恐慌下の農山漁村経済更生運動にリンクされて本格化した(注2)。「適正規模論」によって過剰な農村人口を満洲に分村・移動させ、母村での規模拡大を図るとされた。しかし、深沢七郎『東北の神武たち』で描かれた農家の小屋棲みの次三男が移民の主体であり、土地無し層の移民では母村に新たな土地ファンドが産まれるべくもなかった。

山形県には満洲移民送出のリーダーであった加藤完治が設立した国民高等学校の前身の自治講習所があった。こうし

た下地があり、山形県は長野県に次ぐ満洲移民送出県となった。一九三七年から四三年までに県独自で送り出した開拓団数は大小合わせて三三、移民戸数は全国混成をあわせて三、三〇〇戸に及んでいる(注3)。

庄内の場合には、村単位での移住が難しかったため、各町村から郷を単位に移民を募集して「大庄内郷」を建設する計画が立てられた。一九三八年の三股流(計画戸数二〇〇戸)、三九年の馬太屯(同二〇〇戸)、四〇年の大和(三〇〇戸)、四一年の楊栄圀子(同三〇〇戸)、四二年の王福岡(同三〇〇戸)がそれである。

番組では、現在の黒竜江省の省都ハルビンから東部の拠点ジャムスまでの南回りの鉄道の間点にあった三股流を対象としている。入植は一九三八年で、一九四四年末には二二〇戸と予定戸数を上回る好成績を示し、団員数も八〇〇人の大所帯であった。松花江沿いの肥沃な土地であり、敗戦までは比較的順調に開拓は

表1 都府県からの戦後開拓農家の定着率

地区・県名		1953.10現在			1971.2現在		
		入植戸数	定着戸数	定着率	入植戸数	定着戸数	定着率
東北	山形	685	600	97.6	803	397	49.4
	小計	1,329	1,171	88.0	1,896	783	41.3
関東	東京	1,749	974	55.7	1,446	221	15.3
	小計	2,141	1,247	58.2	1,847	320	17.3
北陸	新潟	101	79	78.2	229	72	31.4
	小計	239	194	81.2	411	136	33.1
東山	長野	196	159	81.1	157	62	39.5
	小計	366	283	77.3	652	131	20.1
東海	愛知	175	95	54.3	143	33	23.1
	小計	327	193	59.0	256	74	28.9
近畿	大阪	694	380	54.8	534	91	17.0
	小計	1,062	608	57.3	807	166	20.6
中国	広島	206	163	79.2	209	43	20.6
	小計	258	210	81.4	296	63	21.3
四国	香川	146	109	74.7	170	41	24.1
	小計	237	177	74.7	279	65	23.3
九州	福岡	76	71	93.4	218	64	29.4
	小計	142	112	78.8	338	113	33.4
内地計		6,101	4,195	68.8	6,470	1,851	28.6
道内計		30,491	22,091	72.5	38,895	13,712	35.3

注1)1953年は『北海道農地改革史(下巻)』、1971年は『北海道戦後開拓史』(資料編)より作成。

進んだ。しかし、その後の混乱で犠牲者も多く、しかも故郷の庄内に帰ったのは一九四六年末であった。彼らには家産もなく、故郷での居場所はなかった。そこで、新たな入植地を求めて青森県六ヶ所村と北海道豊富町へと入植した。六ヶ所村では、核燃施設の設置に再び翻弄される姿と酪農村として地道に進む姿とが対

照的に示されていた。そして、北海道の豊富町では酪農化による現在の安定した姿が映しだされていた。

私が満洲からのＪターン入植に関心を持ったのは、戦後開拓農家の定着率の差に驚かされたからである(表1)。私の専門は農業史であるが、北海道の戦前のまともを終えて戦後に研究対象を移して

いた頃で、戦後開拓から着手しようとしていた。

戦後開拓の数字を見ると、入植が一段落した一九五三年では道内入植者が三〇千戸、道外入植者が六千戸であり、道内勢力が優位であった。戦後緊急開拓政策から「緊急」の字を取り、既存農家の次三男の分家が主流となったからである。しかも定着率は道内が七二・五％(戦後開拓政策収束時の一九

七一年には三五・四％)に対し、道外は六八・八％(同二八・六％)と低かった。

しかし、後者の定着率の低さは、一九四五年の都市戦災者の入植(拓北農兵隊)の動向を反映したものである。東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、京都の六県の単年度の移住者は、道外移住者総数の半分、三千戸近くに及び、その定着率は四八・七％(同一七・二％)と低かった。これに対して、突出して定着率の高いのが山形県の九七・六％(四九・四％)と長野県の八一・一％(三九・五％)である。この両県からの満洲移民のＪターン現象が高定着率をもたらした、これが仮説である。偶然もあるが、「庄内」がターゲットとなっていた。

北海道の「庄内」との最初の出会いは、足寄町芽登地区の庄内部落である。隣には柏倉という名の部落もあった。もとの陸軍軍馬補充部の広大な土地の一部であるが、足寄町の市街地からは九州大学の演習林が邪魔をしており、迂回しなけれ

表2 山形県からの戦後開拓地と開拓農家
単位：地区数・戸

地方・町村名	開拓地区数	存続農家数	
		1961	1968
足寄	4	158	94
標茶・別海	8	123	93
天北	12	266	194
豊富	1	116	83
猿払	4	87	65
上川・空知	8	104	84
美瑛	1	22	22
美唄	1	20	20
その他	5	39	30
合計	44	935	685

注) 『山形県出身管外入植者名簿』
山形県、1968年により作成。

ばならない。この演習林、九州大学出身の田中敏文知事が、農地改革の時に何がしかの便宜を図って払い下げたとの噂も。九大演習林もまた、旧植民地の喪失によって代替として北海道に設けられたものらしい。いくつかの「庄内郷」からの「J」ターンが一〇九戸、山形市近郊の柏倉門伝村の「集合移民」からが五一戸であった。酪農が中心の営農であったが、全酪連系の和牛飼養も見られた。この調査をきっかけに、山形県にまで出向き、県史

編さん室や県の庄内支庁、上山市の柏倉門伝村で話を聞いた(注4)。

山形県からの戦後開拓移民地区を表2に示したが、入植戸数は私が最初にお邪魔した足寄町が最も大きい。当初の入植戸数はおよそ二〇〇戸にのぼると思われる。次に大きいのは豊富町のサロベツ原野への入植で一五〇戸近く、名前も庄内地区である。ここは、豊富町農協からの農業振興計画基礎調査の際に調査を行った(注5)。阿部又右工門さんというおじいちゃんに三股流開拓団やサロベツ原野開拓のお話を伺った。戦前と戦後を記した二冊の著書もいただき、本の紹介もしたことがある(注6)。ここでは、庄内開拓協同組合が山形側に組織されて、移民の送出と入植後の支援を行い、地元でも天北庄内開拓農協が独自に組織されていた。主に、馬太屯、楊栄圃子、王福崗の各庄内郷からの再入植者が多かった。一九五七年には山形県から次三男の入植も行われている。私も書いた農業振興計画

では、「戦前入植が馬鈴しょ作が可能な畑地で展開されたのに対して、戦後開拓者の入植は主として泥炭地において行われ、家屋もサロベツ川の氾濫を避けた海岸段丘や丘陵地に立地していた。一九七〇年以降、耕地開発や酪農近代化施設に対する補助事業が強化されていくが、それまでは営農条件・生活条件はともに劣悪であり、営農に耐え切れず離農が多発したことは紛れもない事実である。とはいえ、こうした劣悪な条件を克服して現在において酪農経営を立派に存続している農家が多数存在しており、彼らが現在の豊富酪農の担い手として、その大きな構成成分となっているのである」と記した。当時の思い入れを感じる。

第三の拠点である猿払町には、山形県の調査で紹介いただいた農家を訪問した。庄内に多い佐藤姓であったことを覚えている。いくつかの酪農調査の折にも歴史部分の調査を行った。入植は一〇〇戸近くであり、浅茅野は旧飛行場跡の平坦部

であるのに対し、芦野地区は高台であった。後者は青年義勇隊開拓団の混成部隊によるＪターン入植であり、一般の戦後開拓農家より年齢が若いという特徴があった。排根線の埋木が基盤整備の邪魔をしていることを知った。

最後に訪れたのは、標茶町の弥栄（いやさか）部落であり、ここは山形県を含む全国からの移民からなっていた。戦後組織された満州開拓民自興会という組織があり、バックには満洲国起源の関係者がいると言われていた。この肝いりで旧軍馬補充部上川支所跡地の釧路標茶地区に二二、〇〇〇戸を入植させるというプランがつくられた（注７）。この拠点が弥栄である。一九三三年の第一次武装移民の「弥栄」の名前を継承している。この開拓団で団長を務めた東大農業経済学科出身の中村孝二郎氏が、新しい弥栄で一年間指導に当たっている。一つの責任の取り方ではある。虹別原野とその奥の泉川地区（別海町）にも開拓地が形成され

ている。九大と同じくここにも京大の演習林が開設されているのは偶然とはいえない縁を感じる。入植者は山形からの移民だけでも一五〇戸にのぼる。

二万戸という大規模な計画は実現されなかったが、ソ満国境ならぬ、北方領土との「国境」の存在が、パイロットファームや新酪農村建設の背景にあると考えられるが、確証はない。

このように、私の研究生活において「庄内」は時々姿を表わし、しまいには私を中国東北部にまで導いたが、いまだ私の「三つ目の庄内」をまとめるに至ってはいない。そろそろ終活の時期に差し掛かっているが、自信はまだない。

（注１）ザ・ベストテレビ（二〇二三名作ドキュメンタリー）挙放送 第一部 二〇二二年日本民間放送連盟賞番組部門テレビ教養番組最優秀山形放送「三つ目の庄内―余計者たちの夢の国―」（三浦重行ディレクター）。

（注２）満洲移民については加藤聖文『満蒙開拓団虚妄の「日満一体」』岩波現代全書、二〇一七年が最もまとまっている。

（注３）『山形県史 拓殖編』一九七一年による。以下同。

（注４）この際に県庁で北海道への移民創出を担当した大江善松氏へのインタビューが『満洲農業移民と北海道戦後開拓』『北海道農業』No. 8、一九八七年、である。

（注５）『低コスト・放牧酪農の可能性／豊富町農業振興計画のための基礎調査報告書』北海道地域農業研究所、一九九五年。

（注６）坂下明彦『満洲農業移民の営農実態と漢族・朝鮮族―A氏「三股流物語」或る満洲開拓団員の青春行状記』を素材として』『日本の科学者』三〇巻一〇号、一九九五年

（注７）『北海道現代史 資料編２（産業・経済）』北海道、二〇一三年、第三章農業、「満洲」からのＪターン入植 一六八―一七二頁

みどり戦略に対応した新しい農業の潮流

第一回

韓国親環境農業の現状と課題

韓国尚志大学 名誉教授

禹

瑛均

一 韓国における有機農業の発展

(一) 韓国での有機農業の胎動と生協の役割

一九七〇年代と八〇年代の韓国の有機農業は、食料の増産政策の中で政府の支援は考えられず、農民の自発的な組織運動の中で発展していった。韓国で有機農業が展開し始めたのは、一九七六年の正農会の創立からであり、農民の組織的な運動が始められた。正農会の顧問であったウォンキョンソンの回顧によれば、正農会創立のきっかけになったのは、一九七六年日本キリスト教農民団体である愛農会の小谷純一氏の有機農業に関する二回目の訪韓講演であった。その講演に感銘を受けた農民が日本の愛農会のような有機農業団体を組織して「生命農業」を

起こそうと決議したと言う（注１）。初期の有機農業技術も日本の自然農法、合鴨農法など多様な有機農法に影響を受けてきた（注２）。

二〇〇〇年代に入るまで韓国の有機農産物の流通を担ってきたのは、一九八〇年代中ばから組織されたプルム生協、ハンサリム、女性民友会などの生協組織（消費者協同組合）であった。とくにハンサリムの役割が大きかった。ハンサリムは、もともと韓国の原州で「生命思想」の下で消費者協同組合運動をしてきた朴在一がソウルでハンサリム農産を創立することによって始められた。

生協による有機農産物の供給は、「生産者は消費者の健康を守り、消費者は生産者の生活を守る」というスローガンの下で生産者と生協による産直の形で行われた。そのため、価格決定

を市場の需給に求めないで生産費を保障する水準で決めることが多かった。また、農業生産の有機性および安全性に対する消費者の信頼と有機農業生産への理解を高めるために都農（都市と農村）交流が促進された。

生協は、一九九八年末に消費者生活協同組合法が制定されて初めて法的地位を得ることができた。しかし、最初の生協法は生協の事業を農水畜産物とその加工品及び環境製品に制限しており、生協の多様な発展の障害ともなった。このことは同時に二〇一〇年に生協法が改正されるまで生協が親環境農産物の供給を最も主要な事業とせざるを得ない背景にもなった。

生産者（組織）と生協の間の一対一の直接的な供給方式は、一九九〇年代まで続けられたが、九〇年代後半からは次のように生協物流連合との取引に変化して行った。

・ドウレ生協

一九九七年 ドウレ生協連合が七生協で組織される

一九九九年 物流センター竣工

・ハンサリム

一九九六年 ハンサリム物流センター竣工

二〇〇二年 ハンサリム事業連合設立

・Icopp（アイコープ）生協

一九九八年 二一世紀生協連帯創立

二〇〇一年 物流センター再建

このような変化は、物流の効率化の代わりに生産者と消費者の社会的距離を遠くすることになり、有機農生産者を市場競争に陥れることにもなったと思われる。

（二）親環境農業政策の変遷と認証基準

一九九〇年代に入って農産物輸入開放の圧力が強くなるにつれて、政府は農業競争力強化の一環として一九九二年に特産物認証制を導入し、一九九三年には有機及び無農薬農産物の品質認証制、一九九六年には低農薬品質認証制を導入したが、任意表示農産物に対する法的管理は不可能であった。

「有機農業」に対して政府が本格的に対応し始めたのは、一九九七年に制定された「環境農業育成法」からである。この法律は、環境保全のための環境農業を規定し、その育成と支援、流通管理などを制度化したが、まだ具体性に欠けていた。

この法により環境農産物表示申告制を導入し、以前からの品質認証制と合わせて認証と表示が三元化されるようになった。この時の環境農産物は、有機、転換期、無農薬、低農薬の四種

表 1 韓国の親環境農畜産物認証制度

親環境農畜産物
生物の多様性を増進し、土壌での生物的循環と活動を促進して農業生態系を健康に保全するために合成農薬、化学肥料、抗生剤および抗菌剤などの化学資材を使用しないか又は使用を最小化した健康な環境の下で生産した農畜産物
親環境農畜産物認証制度
政府が指定した専門認証機関が親環境認証基準から見た農畜産物生産の全過程の適合性を審査し認証書を交付して、なお認証製品だけに認証の表示を許す制度

資料：（韓国）国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、

<https://www.enviagro.go.kr/portal/content/html/info/certSys.jsp>から翻訳

類に分けられていたが、表示は申告制であって強制ではないために虚偽の表示や表示違反に対する法的管理は困難であった（注③）。

二〇〇一年に「環境農業育成法」を「親環境農業育成法」（以降、「育成法」と改正するとともに親環境農産物認証制度を導入し、認証を受けた農産物のみを「親環境農産物」と表示できるように改正され、これにより認証と表示の制度が一元化された（表1）。このことは「有機農業」を矮小化することになったという批判の基にもなるが、一方で親環境農産物に対する情報の非対称性を解消し、一般消費者の関心と信頼を得ることができるようになる

った。これをきっかけに「有機農産物」は、生協を中心としたいわゆる「意識ある消費者」の専有物から放たれて流通先が広がることになったと言っていることができる。

認証業務は、はじめは政府の「国立農産物品質管理院」（農管院）が専門に担当していたが、二〇〇二年から民間機関も受託できるようになった。さらに、農管院が認証機関の認定と農産物の認証業務を兼ねるのは国際的な基準から見て問題があるということになり、二〇一七年六月からは認証業務を民間機関に全て委託することになった。

二〇〇七年には、消費者の混乱を避けて親環境農産物の信頼性を高めるために、親環境農産物認証のうち転換期有機農産物認証を廃止して無抗生剤畜産物を新設した（表2）。

親環境農産物のうち低農薬農産物は、認証基準が低いため認証農家が最も多く、二〇〇八年ごろには親環境農産物栽培面積の七〇％ぐらいを占めるようになった。特に病害虫防除の問題のため、果樹農家の低農薬認証の比重は九四％までに上った。しかし、低農薬というのが消費者の親環境農産物への認識を乱して否定的になる恐れがあり、国際的な有機農業の基準からも離れていることから廃止されることになった。

低農薬認証は、二〇一〇年から新規の認証を中止し、既存の

表 2 親環境認証種類別の主な認証基準

種 類		基 準
農産物	有機農産物	農業生態系を健康に維持保全し環境汚染を最小化する耕作原則を適用して合成農薬と化学肥料を使用しないで輪作などの有機栽培方法に従って生産した農産物
	無農薬農産物	農業生態系を健康に維持保全し環境汚染を最小化する耕作原則を適用して合成農薬を使用しないで化学肥料の使用を勧奨成分量 1 / 3 以下で最小化するなどの無農薬栽培方法によって生産した農産物
畜産物	有機畜産物	家畜が自由に活動できる畜舎と畜種別に定められた放牧条件を守り、有機飼料を給与しながら動物医薬品に依存しないで免疫を増進させるなどの飼育方法によって生産した畜産物
	無抗生剤畜産物	抗生剤、合成抗生剤、成長促進剤、ホルモン剤などが添加されていない飼料を給与し、一定の認証基準を守って飼育した畜産物

注：2020年8月から無抗生剤畜産物は、親環境畜産物から除外されることになった。

資料：（韓国）国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、

<https://www.enviagro.go.kr/portal/content/html/info/certSys.jsp>から翻訳

低農薬認証については二〇一五年まで有効期間を延長して二〇一六年から完全に廃止することになった。低農薬認証の廃止方針が決められた当時、政府は有機農産物の割合が三%になれば無農薬認証も廃止する計画であると考えていたという話もある。

二〇一三年には、「親環境農業育成法」を「親環境農業育成及び有機食品などの管理支援に関する法律」と改正して有機加工食品の管理もこの法律で一元化することになった。この改正により二〇一四年から有機加工食品の認証制度が始められた。さらに、二〇二一年からは、無農薬原料加工食品認証制が施行されている。

一方、無抗生剤畜産物は、二〇二〇年八月から親環境畜産物ではなくなっている。即ち、現在では有機畜産物だけが親環境畜産物として認められている。無抗生剤畜産物は、親環境農業法から畜産法に移管され、二〇二二年からは親環境という用語を使うことはできなくなった。その代わりに動物用医薬部外品の使用の緩和や農薬残留基準値以下の検出は認めるなど認証基準が大幅に緩められた。

二 親環境農産物生産の動向

（一）親環境農産物認証面積の年次変化

図1に見るように、親環境農業生産は、「育成法」が制定されてから二〇一二年まで急速に増加している。二〇〇〇年から

二〇一二年までの親環境農産物認証面積の年平均増加率は四七・八％と急成長であった。その結果、二〇一二年にはその認証面積が一二七、一二四haとなり、同年の総耕地面積一、七二九、九八二haの七・三％に至った。しかし、二〇一三年から減少し始めて二〇一四年には八三、三六七haとなり、総耕地面積に対する比率も四・九％へと減少した。二〇一五年から二〇二〇年までには七万八千haの間で停滞していたが、二〇二一年から再び減少している。

二〇一二年以降の親環境農産物の減少は、二〇〇八年頃から頻発した民間認証機関の虚偽の認証問題で親環境農産物に対する消費者の信頼が失われたのが主な原因であると指摘されている。そのため、二〇一三年からは民間認証機関に対する「三振アウト制」の導入など指導監督が強化され、農家に対する認証管理が厳しくなったことも影響を与えたと考えられる。

一方、認証の種類別に見ると、二〇一二年までの親環境農業の成長は主に無農薬農産物によっていたとすることができる。二〇一一年での比率は有機二五・八％、無農薬七四・二％であり、もともと無農薬農産物の割合が高かった。さらに、二〇一二年には有機二〇・〇％、無農薬八〇・〇％と格差が広がっている。しかし、二〇一二年以降、全般的な減少局面に入っ

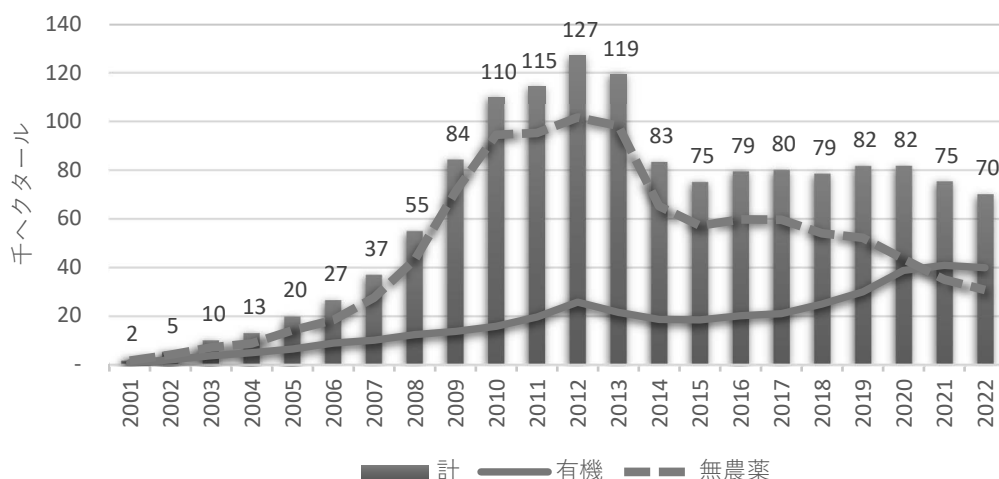


図1 親環境農産物認証面積の推移（単位：千ha）

注：2015年までには低農薬農産物認証があつて2016年からなくなっているが、ここではデータの整合性を保つために除いている。

資料：（韓国）国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、
https://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.do#a から作成

らは、その格差はしだいに縮小していく。特に二〇一七年からは、無農薬農産物は減少しているが、その分を有機農産物が大部分吸収しながら増加している。その結果、全体的な認証面積は減少しながらも、二〇二一年からは有機農産物の割合が高くなり、二〇二二年には有機五六・五%、無農薬四三・五%と逆転している。

こうした動向は、長い間無農薬農業を続けてきた農家が経験の蓄積と技術の向上により有機農家に転化したためであると考えられる。

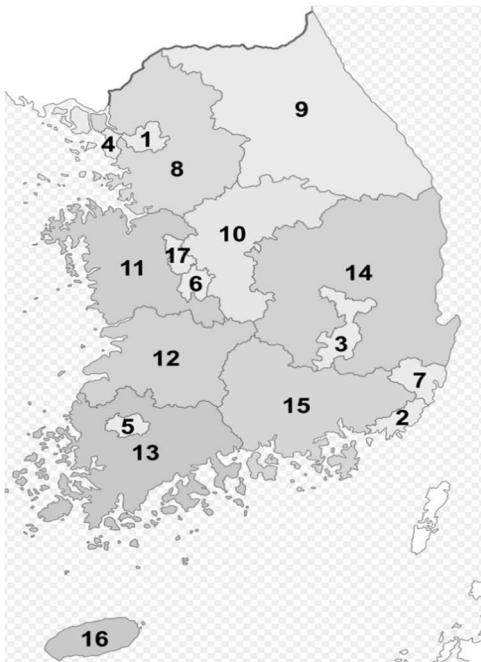
(二)親環境農産物の地域性と品目の分布

親環境農産物の生産状況を地域別に見ると(図2)、地域的偏差が大きい。特に全羅南道が全国の総認証面積の五一・四%を占めて抜きん出て高い。それ以外の地域では京畿道、慶尚南道、全羅北道などが七%以上で比較的高い比率を示している(表3)。

これらの地域は、平野地域が多く、米作が盛んな地域でもある。親環境農産物の品目別生産状況から見ように、韓国では米作の親環境農業が最も成長しており、それが親環境農業全体

の割合を高めることになったと思われる。

親環境農業の質的發展を表す有機比率も全羅南道で最も高いが、京畿道と慶尚北道を除けば大体四〇〜六〇%で地域的格差が大きくはない。各地域の耕地面積に対する親環境農業認証面積の割合は全羅南道の二二・八%を除けば一〜四%ぐらいでまだ非常に低い。



No.	道・特別市・広域市
8	京畿道
9	江原道
10	忠清北道
11	忠清南道
12	全羅北道
13	全羅南道
14	慶尚北道
15	慶尚南道
16	済州道
1	ソウル特別市
2	釜山広域市
3	大邱広域市
4	仁川広域市
5	光州広域市
6	大田広域市
7	蔚山広域市
17	世宗特別自治市

図2 韓国の行政区域

表 3 親環境農産物生産の地域別現況（2022 年）

地域 ¹⁾	区分	計	有機	無農薬	認証面積 構成比	有機比率 ²⁾	親環境耕地 面積比率
江原	農家戸数	2253	770	1483	5.2%	44.0%	3.6%
	面積(ha)	3634	1599	2035			
	出荷量(ton)	16513	7312	9201			
京畿	農家戸数	5151	1145	4006	8.0%	26.4%	3.3%
	面積(ha)	5614	1485	4129			
	出荷量(ton)	78319	7639	70680			
慶南	農家戸数	4997	1769	3228	7.6%	42.7%	3.5%
	面積(ha)	5318	2273	3045			
	出荷量(ton)	46375	8454	37921			
慶北	農家戸数	3661	1067	2594	4.9%	34.5%	1.4%
	面積(ha)	3448	1191	2257			
	出荷量(ton)	65633	7463	58170			
全南	農家戸数	22444	14571	7873	52.4%	67.7%	12.8%
	面積(ha)	36775	24893	11882			
	出荷量(ton)	111393	50366	61027			
全北	農家戸数	3718	1538	2180	7.4%	47.4%	2.7%
	面積(ha)	5210	2472	2738			
	出荷量(ton)	27989	10667	17322			
忠南	農家戸数	4174	1956	2218	6.9%	58.0%	2.1%
	面積(ha)	4840	2805	2035			
	出荷量(ton)	40743	13379	27364			
忠北	農家戸数	3143	1623	1520	4.2%	57.6%	3.1%
	面積(ha)	2942	1695	1247			
	出荷量(ton)	35622	10637	24985			
済州	農家戸数	1181	467	714	3.3%	51.7%	4.2%
	面積(ha)	2347	1212	1135			
	出荷量(ton)	24193	11778	12416			
合計	農家戸数	50722	24906	25816	100.0%	56.5%	4.6%
	面積(ha)	70127	39625	30503			
	出荷量(ton)	446781	127695	319086			

注：1）広域市の資料は隣接した道に含めて算出した。

即ち、ソウルと仁川は京畿に、釜山と蔚山は慶南に、大邱は慶北に、光州は全南に、大田と世宗は忠南にそれぞれ含まれている。

2）ここでは、親環境農業全体に対する有機農業の比重を有機比率ということにする。農産物の場合は[有機農業認証面積／親環境農業認証面積]の百分率で測ることとする。

資料：（韓国）国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、
https://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.do#a から作成

表 4 2022 年度の親環境栽培面積上位品目の現況（単位：ha）

順位	品目	親環境栽培面積計	有機栽培面積	無農薬栽培面積	有機比率
1	米	38,068	24,748	13,320	65.0%
2	栗	5,613	3,730	1,884	66.5%
3	薬用植物	2,773	1,378	1,395	49.7%
4	大麦	2,503	1,887	616	75.4%
5	ワラビ	2,196	1,237	959	56.3%
6	サツマイモ	1,823	455	1,368	25.0%
7	緑茶	1,625	1,525	100	93.8%
8	山菜類	1,578	515	1,063	32.6%
9	小麦	1,539	1,073	466	69.7%
10	葉菜類	1,467	636	831	43.4%
11	燕麦	1,107	719	388	65.0%
12	豆	961	329	632	34.2%
13	ブルーベリー	705	140	565	19.9%
親環境栽培面積総計		86,208	48,880	37,328	56.7%

注：有機比率とは、親環境栽培面積計に対する有機栽培面積の百分率である。

資料：「2022 年度有機食品等認証統計」国立農産物品質管理院 2023. 3

表 4 は、二〇二二年度の親環境農産物のうち栽培面積の上位品目を表したものである。栽培面積で最も高い品目は米であり、親環境栽培総面積の四四・二％を占めている。米をはじめ大麦、小麦、燕麦など穀物の比重が高く、有機比率も比較的高い。

有機比率が六〇％以上の品目は、米、栗、大麦、緑茶、小麦、燕麦などである。山間地での栽培の多い栗と緑茶を除けば、米とその二毛作である大麦、小麦、燕麦である。

(三)環境畜産物の動向

一方、親環境畜産物は、農産物の推移とは反対に二〇〇八年頃から増加しはじめた(表5)。二〇一〇年四〇万トン、二〇一五年八三万トン、二〇二〇年一一万トン、二〇二二年には一六七万トンとなり、この一二年間で約四倍に急増した(注4)。

二〇二二年の畜産物総生産量は約七三六万トンであり、親環境畜産物はその二二・七%を占めて農産物より親環境比率が高い。その中でも鶏肉と卵の養鶏部門の比重が最も高く、合わせて親環境畜産物全体の六〇%以上を占める。その後を豚肉が追っており、二〇一〇年以降の年間増加率で見ると豚肉が最も高い。

表6で有機畜産物と無抗生剤畜

表5 親環境畜産物の品目別認証の推移(単位: トン)

年度	牛肉	豚肉	鶏肉	卵	牛乳	鴨肉	鴨卵	その他	計
2022	48,075	282,569	587,247	503,535	129,651	98,416	529	24,218	1,674,240
2020	31,920	160,109	356,086	337,127	112,365	93,064	83	26,256	1,117,009
2015	37,845	165,946	155,631	327,340	77,587	45,072	49	22,168	831,638
2010	21,774	18,785	64,840	237,049	37,116	-	-	24,632	404,196
2005	4	11	11	110	120	-	-	-	256

注: 鴨肉と鴨卵は2013年から集計されている。

資料: (韓国) 国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、

https://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.do#a から作成

表6 親環境畜産物の品目別種類別構成比(2022年度、単位: トン)

品目別	親環境畜産物			畜産物 国内総生産(C)	親環境比率 (A)/(C) %	有機比率 (B)/(A) %
	計(A)	有機畜産物(B)	無抗生剤畜産物			
牛肉	48,075	266	47,809	290,000	16.58	0.55
豚肉	282,569	95	282,474	1,107,000	25.53	0.03
鶏肉	587,247	14	587,233	614,000	95.64	0.00
鶏卵	503,535	910	502,625	707,000	71.22	0.18
牛乳	129,651	48,734	80,917	1,975,000	6.56	37.59
鴨肉	98,416	0	98,416	123,000	80.01	0.00

注: 資料: (韓国) 国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、

https://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.do#a 及び農林畜産食品部、「2023農林畜産食品主要統計」から作成

表 7 親環境畜産物出荷量の地域別現況(2022 年、単位：トン)

地域 ¹⁾	計	有機畜産物	無抗生剤畜産物	地域別構成比	有機比率 ²⁾
江原	65,030	3,935	61,095	3.9%	6.1%
京畿	353,770	3,340	350,430	21.1%	0.9%
慶南	107,033	118	106,916	6.4%	0.1%
慶北	203,707	196	203,511	12.2%	0.1%
全南	295,263	4,585	290,678	17.6%	1.6%
全北	292,472	22,796	269,675	17.5%	7.8%
忠南	231,240	10,729	220,511	13.8%	4.6%
忠北	97,534	312	97,222	5.8%	0.3%
済州	28,193	4,154	24,038	1.7%	14.7%
合計	1,674,242	50,165	1,624,077	100.0%	3.0%

注：1) 広域市の資料は隣接した道に含めて算出した。即ち、ソウルと仁川は京畿に、釜山と蔚山は慶南に、大邱は慶北に、光州は全南に、大田と世宗は忠南にそれぞれ含まれている。

2) ここでは、親環境農業全体に対する有機農業の比重を有機比率ということにし、畜産物の場合は[有機畜産物出荷量/親環境畜産物出荷量計]の百分率で表す。

資料：(韓国) 国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム、
https://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.do#a
 から作成

畜産物に分けて見ると、有機比率は非常に低く全体の三〜四％ぐらいに過ぎない。品目別に見れば二〇二二年三七・六％の酪農を除くと全一％未満である。

(四) 親環境畜産物の地域別分布

畜産物は、農産物に比べると親環境生産の地域別格差はあまり大きくない(表7)。生産量が最も高いのはソウル、仁川など大都市が密集している京畿地域である。その他に全羅南道、全羅北道、忠清南道、慶尚北道などが高い。有機比率は全国で3％に過ぎず、済州道を除けば地域間の格差も大きくない。有機比率が高い地域の場合は、酪農の親環境畜産農家比率が高いためと思われる。

以上のように、畜産物が無抗生剤畜産を中心に成長したのは、韓国の零細な農業構造に主な原因があると言える。購入飼料に依存した集約的畜産の下では有機畜産のための草地や飼料圃を確保できず、また地域の耕種農家からも有機飼料の供給ができないため、新環境畜産では無抗生剤を選択するしかなかったということがある。

しかし、無抗生剤畜産は無農薬農業と同じように有機農業の国際的な基準から離れており、有機飼料問題を解決するのが親環境畜産発展の力ギとなっている。最近、耕畜循環農法に対する研究が再び注目されている理由でもある。

三 親環境農産物流通の現状 (注5)

(一) 親環境農産物の流通ルート

表8は、一般農産物と親環境農産物の流通経路を比較したものである。一般農産物は、九六％が生産者団体・産地商人・卸売市場などの産地流通段階を通じている。それに比べて親環境農産物（米を除く）の五三・一％と親環境米の七四・六％が産地流通を通じており、生産者が消費段階まで直接出荷する比率が比較的高い。その理由としては、親環境農産物は安定的な供給を重視する学校給食と生協や親環境専門店との契約栽培による供給が中心になっているからである。

二〇二〇年の親環境農産物のうち米を含む上位一八品目の流通経路は、産地流通では専門流通業者（二六・〇％）、消費段階では学校給食（四五・三％）への供給比率が最も高い。米を除けば、産地流通では卸売市場（二四・四％）が高くなるが、消費段階では同じく学校給食（三三・七％）の比率が高い。

学校給食と生協は、生産者および生産者団体を通じて親環境農産物を調達する比率が高く、オンライン業者は専門流通業者を通じての調達比率が高い。なお、小規模の親環境農家は生産

表8 一般農産物と親環境農産物の流通経路の比較（2020年）

区分		親環境農産物（米を除く）	一般農産物（青果物）
流通段階		生産者団体、地域農協、専門流通業者、卸売市場、貯蔵	生産者団体、産地流通業者、産地共販場、加工（貯蔵）、卸売商、中間卸売商
消費段階		加工業者、大型流通業者、生協、親環境専門店、学校給食、オンラインモール、中小マート、産直、その他	大型流通業者、小売商、輸出／その他、大量需要先
生産者 出荷先	流通段階	53.1%	96.6%
	消費段階	46.9%	3.4%
最終 消費 段階 比率 (100.0)	大型流通業者	10.9%	27.3%
	生協	14.0%	■ 50.5%
	親環境専門店	7.9%	—小売商 49.1%
	オンラインモール	11.0%	—生産者団体 消費者販売：0.9%
	中小マート	6.1%	—産地共販場 消費者販売：0.1%
	加工業者	5.7%	—卸売商 消費者販売：0.4%
	学校給食	33.7%	18.5%（大量需要先）
	産直	9.0%	3.3%（生産者の消費者への販売）
	その他	1.7%	0.4%（輸出、その他）

資料：地域農業ネットワーク協同組合、「2021年親環境農食品産業現況調査研究用役最終報告書」、農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社、2021.12.、p.75 から引用

と栽培品目の変動性が高いために安定的な販路を持たず、カルフードと産直で販売している場合が多い。

□

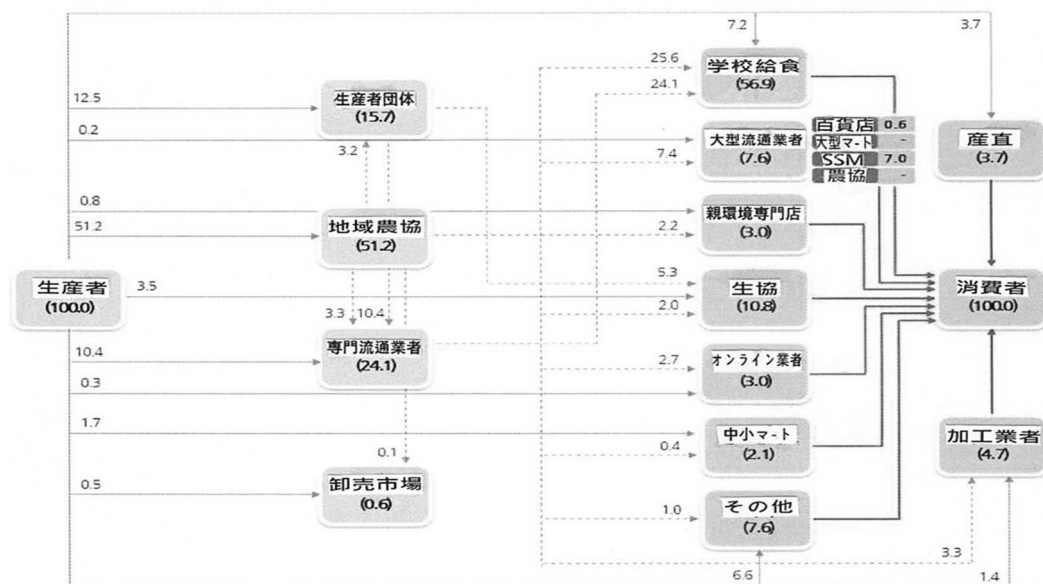


図3 米の親環境農産物の流通経路

注：比率が 0.1 未満の場合には結果表から除く

資料：地域農業ネットワーク協同組合、「2021年親環境農食品産業現況調査研究用役最終報告書」、農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社、2021.12、p.19 から引用

(二)親環境農産物販売先の現状

親環境認証面積の五九・四％（二〇二〇年）を占める親環境米の五六・九％は学校給食に供給されている。学校給食支援センターに供給される親環境米は、その九六・六％が契約栽培によるもので、地域農協とRPC（米穀総合処理施設）を運営する専門流通業者を通じて調達されている。学校給食の他には生協を通じた消費が多い。

表9は、親環境農産物販売先の現状を示したものである。親環境農産物の主な販売先は大きく分けて、大型流通業者、生協、親環境食品専門店、ローカルフード直売場、オンラインモールなどがある。

農協のハナロマート（日本のAコープに相当する）を除けば、生協での販売が最も多くまた増加しており、売上高も六千億ウオンを超えて最も高い。大型流通業者と親環境食品専門店の販売は減少し、売上高も停滞している。オンラインモールの販売数はオンライン売場の箇所を示しており、二〇二〇年以降、販売と売上げがともに急激に増加している。

表 9 親環境農産物販売場の現況

区分		2018	2020	売上高 (百万ウォン)
大型 流通 業者	Lotte Mart	123	113	187,059
	E-Mart	143	138	
	Kim's Club	37	36	
	現代百貨店	15	15	
	農協 ハナロマート	2,218	2,216	
生協	ドゥレ生協	114	115	617,185
	ハンサリム	224	235	
	幸福中心	23	21	
	icoop生協	229	243	
親環境食品 専門店	オルガ	111	87	121,220
	チョロックマウル	442	396	
オンライン モール	オアシス	30	38	182,280
ローカルフード直売場		188	390	

注：1）各カテゴリーのうち主なものだけを調査した結果である。

2）親環境食品専門店とオンラインモールの売上高には、ここでは省略した流通業者の販売場の売上高も含まれている。

資料：地域農業ネットワーク協同組合、「2021年親環境農食品産業現況調査研究用最終報告書」、農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社、2021. 12、pp. 245～248 の表から抜粋して引用

四 韓国における親環境農業発展の特徴と課題

（一）親環境農業発展の特徴

以上のことを韓国の親環境農業発展の特徴として整理して見ると、次のとおりである。

韓国の有機農業は、一九七〇年代から農民の自発的組織運動の中で発展してきた。その発展過程の初期において生産組織の結成や生産技術の導入などで日本の影響を強く受けている。

一九八〇年代から二〇〇〇年代に至るまでに韓国の有機農産物の流通を担ってきたのは生協組織であった。生協は産直で有機農産物を消費者に供給するとともに、都農交流を通じて生産者と消費者の間の信頼関係を築いていった。

二〇〇〇年代に入ってから有機農業の急成長は、政府の制度整備や育成政策に大きく依存している。特に二〇〇一年に制定された「親環境農業育成法」（以下、育成法）による認証制度の下で、韓国における有機農業は「親環境農業」という拡張された概念規定の下で発展してきた。その中には有機農産物とともに、もっと緩い形の無農薬農産物や無抗生剤畜産物のよう

な過渡的性格（あるいは低い段階とも言える）のものを含んでおり、その割合も高い。

親環境農業の生産は、二〇〇一年の育成法以降、二〇一二年まで急成長したが、二〇一三年から最近までは減少または停滞している。その原因としては、二〇〇八年頃から頻発してきた虚偽の認証問題で親環境農産物に対する消費者の信頼が失われたことが指摘されている。なお、農家の高齢化による労働力不足が供給側の原因になっていると考えられる。

一方、親環境農業の質的な発展という側面から見ると、親環境農産物は、無農薬生産から有機生産に転換していく農家が多いため、無農薬が減り有機農家が五〇%以上へと増えてきている。それに対して、親環境畜産物においては、無抗生剤畜産物が九七%を占めており、有機畜産への道はまだ遠い。

親環境農業の発展においては、政府と自治体への依存度が高い。親環境農業の成長率が最も高い全羅南道の場合でも、道の財政および行政的な支援が影響を与えていると見られる。

親環境農産物の流通は、二〇〇〇年代までには主に生協によって担われたが、育成法以降、流通ルートはしだいに多様化している。特に学校給食と生協や専門店との契約栽培の割合が高い。

（二）今後の課題

韓国の有機農業は、親環境農業という制度的支援の下で発展してきたが、ここ十年間停滞している。再び発展の軌道に乗るためには、いくつかの課題を解決しなければならない。

まず、自然循環と地域循環に基づく有機農業技術の研究開発が必要である。韓国の親環境農業は外部から購入された有機農業資材への依存度が高い。そのために、生産費が高く、持続可能な有機農業への発展に戸惑っている。

次に労働節約的な有機農業技術の開発が必要である。有機農業は良質の労働力を必要とするが、韓国農村の急速な高齢化は有機農業の発展を阻害する大きな原因になっている。特に生物学的防除技術や除草および地力向上のための省力化技術の開発普及が必要と思われる。

認証制度の見直しは、最近生産者側から盛んに提起されている課題である。特に、残留農薬のような結果だけを見て親環境認証の可否を決めるのではなく、生産過程での持続可能性や親環境性を重視する認証制度を求めている。

最後に親環境農産物の消費をどう拡大していくのかである。いくつかの調査研究によると、親環境農産物の消費を妨げる要

因として一般農産物に比べて高い価格と信頼問題がもっとも多く挙げられている。価格問題は生産性の向上も勿論必要であるが、環境問題との関連性をもっと積極的に消費者に認識させていく必要がある。消費者との社会的距離を縮小しながら、環境問題への認識を高めて流通費用の節減を図ることのできるローカルフード（地産地消）運動の可能性を探ってきたい。

注

（注1）希望製作所(희망제작소)『生命の農業を实践する人たち』二〇〇九年、<https://www.makehope.org/>

（注2）金完培『親環境農産物流通の活性化方案』国際親環境有機農センター創立記念シンポジウム論文集、尚志大学 国際親環境有機農センター、二〇〇五年、12ページ

（注3）申ヨンクァン・黄ユンジェ『親環境農産物認証制度改善方案』韓国農村経済研究院、二〇〇七年、15〜16ページ。

（注4）前述したように制度的用語としては二〇一〇年から無抗生剤畜産物は親環境畜産物とは言えないが、ここでは議論の連続性を保つために親環境の一種と見なす。また、政府の二〇一三年の統計資料でも親環境畜産物に含めて扱っている。

（注5）本章は、地域農業ネットワーク協同組合『二〇一二年親環境農食品産業現況調査研究用役最終報告書』農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社、二〇一二年の内容の一部を抜粋引用したものである。

参考文献

1. 希望製作所『生命の農業を实践する人たち』二〇〇九年
<https://www.makehope.org/>

2. 金完培『親環境農産物流通の活性化方案』国際親環境有機農センター創立記念シンポジウム論文集、尚志大学国際親環境有機農センター、二〇〇五年

3. 申ヨンクァン・黄ユンジェ『親環境農産物認証制度改善方案』韓国農村経済研究院、二〇〇七年

4. 韓国国立農産物品質管理院 親環境認証管理情報システム
https://www.enviagro.go.kr/portal/info/info_statistic_cond.do#a

5. 韓国国立農産物品質管理院『二〇一二年度有機食品等認証統計』二〇一三年

6. 地域農業ネットワーク協同組合『二〇一二年親環境農食品産業現況調査研究事業最終報告書』農林畜産食品部・韓国農水産食品流通公社、二〇一一年

みどり戦略に対応した新しい農業の潮流

第二回

慶尚南道における親環境農業の現況と政策

韓国慶南研究院

申

鍊鐵

シ

下

チヨル

一 慶尚南道の概要

昌原市など一八市郡で構成されている慶尚南道は、韓国の東南端に位置し、東には釜山・蔚山広域市、北には慶尚北道と大邱広域市、西には全羅北道・全羅南道と接している。面積は約一〇、五四一㎢で、韓国全体の面積一〇〇、三八七㎢の約一〇・五％を占めている。慶尚南道の人口は二〇一八年以降減少傾向に転じ、全国における比重も二〇一四年に比べ〇・二％低くなり、六・四％となっている。人口減少とともに若年層の比重が低く、高齢層の比重の高い高齢化現象が目立っている。全国の一五～三四歳の若年層の割合が二四・七％である一方、慶尚南道はこれに及ばない二二・七％となっており、六五歳以上の高齢層は全国の一四・八％より〇・七％高い一五・五％を占

めている。

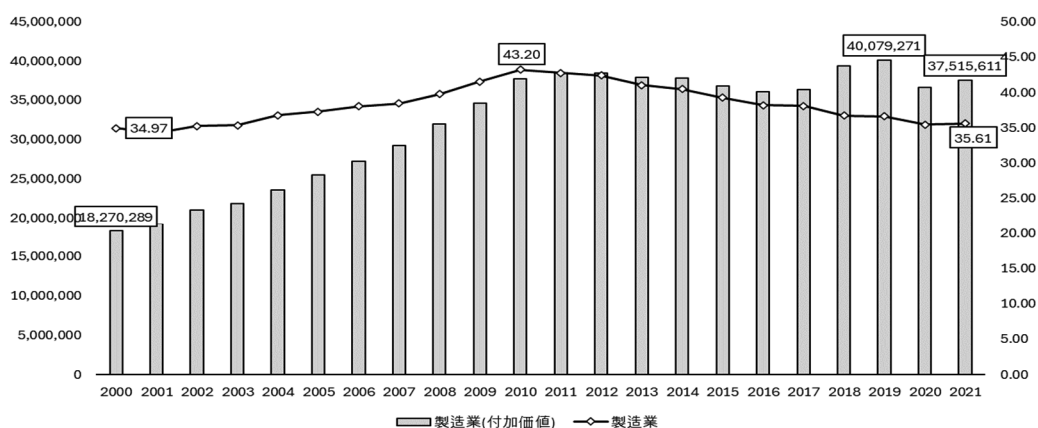
慶尚南道は、一九七四年に昌原市に造成された国家産業団地を中心とする製造業が主力産業として位置づけられている。二〇〇〇年から二〇二一年までの製造業の総付加価値の推移を見ると、製造業は二〇〇〇年の一八・二兆ウォンから増減を繰り返しつつ、二〇二一年には三七・五兆ウォンに増加している。慶尚南道全体の総生産額に対する製造業の総付加価値の割合は、二〇〇〇年の三五・〇％から増加し、二〇一〇年には四三・二％とピークを迎えた後、徐々に減少し、二〇二一年には三五・六％となっており、慶尚南道が製造業中心の産業構造であることがうかがえる。

このような産業構造の下で慶尚南道の農業は一九八〇年代、ビニールハウスの普及により真冬でも青い野菜を供給でき

表1 慶尚南道の人口推移

(単位：人，%)					
区分	2014年	2016年	2018年	2020年	2022年
全国	51,312,916	51,696,216	51,826,059	51,829,023	51,439,038
慶尚南道	3,350,257	3,373,871	3,373,988	3,340,216	3,280,493
全国対比比重	6.53	6.53	6.51	6.44	6.38

資料) 国家統計ポータル『住民登録人口現況』

図1 慶尚南道における製造業の付加価値の推移
資料) 慶尚南道『慶尚南道基本統計』

るようになった「白色革命」をもとに、施設野菜を中心とした農業が展開されてきた。これは慶尚南道が他の市道に比べて積雪量が少なく、冬季平年気温が高いことなどの気候条件が大きく影響している。

二 慶尚南道農業の特徴

(一) 規模拡大の進展

慶尚南道における農林漁業の付加価値は、二〇〇年の二・五兆ウォンから二〇二一年の三・六兆ウォンに増加している。しかし、総生産額に対する比重は、四・九%から三・四%に減少するなど停滞している。これは農家戸数と耕地面積の持続的な減少と関係がある。

慶尚南道の農家戸数は、二〇〇〇年の一七万戸から二〇二一年の一・一万戸に約三〇%減少しており、耕地面積も二〇〇〇年の約一八万haから二〇二一年の一三万haに約二三%減少した。耕地面積の推移を水田と畑に分けてみると、水田面積は四五・一%減少した一方、畑面積は二〇・一%増加するなど対照的な状況が表れている。農家一戸当たりの耕地面積は、二〇〇〇年の一・一haから二〇二一年の一・二haに約〇・一一ha(一〇・四%)増加するなど規模拡大の動きも見られている。

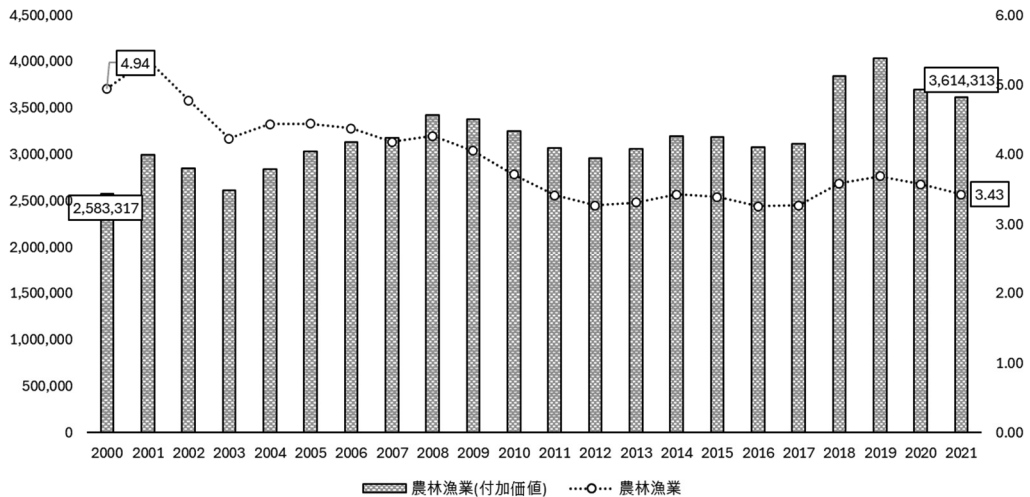


図2 慶尚南道における農林漁業の付加価値の推移
資料) 慶尚南道『慶尚南道基本統計』

表2 慶尚南道農業の基本現況

(単位: 戸, 人, ha, %)

区分	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2021年	増減率
農家戸数	170,343	156,080	141,431	131,455	120,768	117,766	-30.9
65歳以上	—	—	69,393 (49.0)	73,713 (56.1)	69,154 (57.3)	70,877 (60.2)	2.3
農家人口	463,855	392,926	347,499	293,720	259,829	244,924	-47.2
65歳以上	109,704 (23.7)	122,928 (31.3)	116,586 (33.6)	119,147 (40.6)	112,733 (43.4)	114,486 (46.7)	4.4
耕地面積	179,792	171,751	159,651	151,769	141,889	138,185	-23.1
水田	119,256	113,928	100,104	89,809	80,952	65,491	-45.1
畑	60,536	57,823	59,547	61,966	60,937	72,694	20.1
農家1戸当たり 耕地面積	1.06	1.10	1.13	1.15	1.17	1.17	10.4

注 1) 増減率は2000年基準である。

2) ()の数値は比率である。

資料) 統計庁『農林漁業調査』

(二) 高齢化の進行

規模拡大の進展と異なり、経営主や農家人口の高齢化が進行しており、これによる農業農村の活力低下が懸念されている。慶尚南道の六五歳以上の経営主は、二〇一〇年の六九、三九三人から二〇二一年の七〇、八七七人に二・三％増加し、総農家数に対する六五歳以上の経営主比率も同じ期間に、四九・〇％から六〇・二％に増加するなど、経営主の引退および経営移譲が停滞している。農家人口は、二〇〇〇年の四六万人から二〇二一年の二四万人に約四七％減少し、

農家人口全体に対する六五歳以上の割合は、同じ期間に二三・七％から四六・七％に増加するなど、農村の高齢化状況が著しくなっている。このような高齢化の進行は、農業労働力の不足や農村活力の低下、さらに農村消滅危機の可能性をもたらすなど、慶尚の農業農村を持続させるために積極的に取り組まなければならない課題である。

(三)野菜・果樹中心の営農形態

慶尚南道農業の営農形態は、食糧作物及び畜産農家の減少、野菜及び果樹農家の増加を特徴として挙げることができる。まず、食糧作物と畜産農家の推移を見ると、二〇一〇年から二〇二一年まで、食糧作物農家は六八、五二二戸から四八、〇八八戸に約二九・八％減少し、畜産農家は一一、九三五戸から四、五二六戸に約六二・一％減少した。一方、野菜農家は三三、五八六戸から三四、二四九戸に約二％、果樹農家は二一、〇九五戸から二三、〇〇四戸に九％増加した。

(四)農家所得の低位性

慶尚南道の農家所得は持続的な増加傾向にあるが、全国平均を下回っている。二〇一八年の三、七五二万ウォンから二〇二一年の四、四二〇万ウォンに増加したが、各年とも全国平均より低い所得を見せている。これは、慶尚南道の農業が労働集約

表 3 慶尚南道農業の営農形態の推移

(単位：戸，％)

区分	食糧作物	野菜	果樹	その他	畜産
2010年	68,522	33,586	21,095	6,294	11,935
2011年	66,121	36,143	23,806	5,328	8,942
2012年	65,247	37,315	22,653	5,006	7,284
2013年	61,689	39,277	22,941	5,245	7,557
2014年	59,764	40,016	23,361	5,263	6,708
2015年	65,056	31,825	21,691	6,893	5,990
2016年	51,821	39,037	23,362	6,939	6,360
2017年	50,885	40,041	21,575	6,205	6,159
2018年	50,423	39,536	21,314	5,721	5,960
2019年	50,614	36,015	22,796	6,235	6,422
2020年	57,531	26,694	21,378	10,325	4,840
2021年	48,088	34,249	23,004	7,794	4,526
増減率	-29.8	2.0	9.0	23.8	-62.1

資料) 慶尚南道『慶尚南道基本統計』

表 4 慶尚南道の農家所得の推移

(単位：万ウォン)

区分		2018年	2019年	2020年	2021年
全国	農家所得	4,206	4,118	4,502	4,775
	農業所得	1,292	1,026	1,182	1,296
	農外所得	1,695	1,732	1,660	1,788
	移転所得	989	1,123	1,426	1,480
	非経常所得	230	236	233	210
慶尚南道	農家所得	3,752	3,692	4,055	4,420
	農業所得	1,051	709	938	1,083
	農外所得	1,495	1,569	1,445	1,561
	移転所得	949	1,130	1,326	1,428
	非経常所得	255	283	344	347

資料) 統計庁『農家経済調査』

的な施設園芸中心になっていることと、農家の人口減少および高齢化による家族労働力不足と雇用労働力確保のための人件費支出、そして農業資材費・水道光熱費など直接費の高騰などが主要因となっている。

三 慶尚南道の親環境農業の現状

(一) 生産

慶尚南道における親環境農業の認証農家は、二〇一六年の五三九戸から増減を繰り返しながら二〇二一年の五、〇三五戸に推移している。これは、二〇一六年の低農薬認証の廃止などによって減少したものの、二〇一八年の親環境農業直接支払金の単価引き上げ、二〇一九年の慶尚南道の公益型直接支払制度の影響によって小幅に増加したことによっている。

認証面積は認証農家戸数と同様の動きを見せ、二〇一六年の五、二一七haから二〇二一年は五、二八八haとなっており、二〇二〇年は認証面積の増加率が前年比八・〇％をマークするなど、認証面積の拡大がうかがえる。これは、慶尚南道の公益型直接支払事業と親環境農業の生産基盤構築事業、親環境農産物の学校給食への供給などが影響している。特に、二〇一九年から推進している公益型直接支払事業は、親環境農産物の生産品目の多様化のため、三五戦略品目を栽培している農家に対して

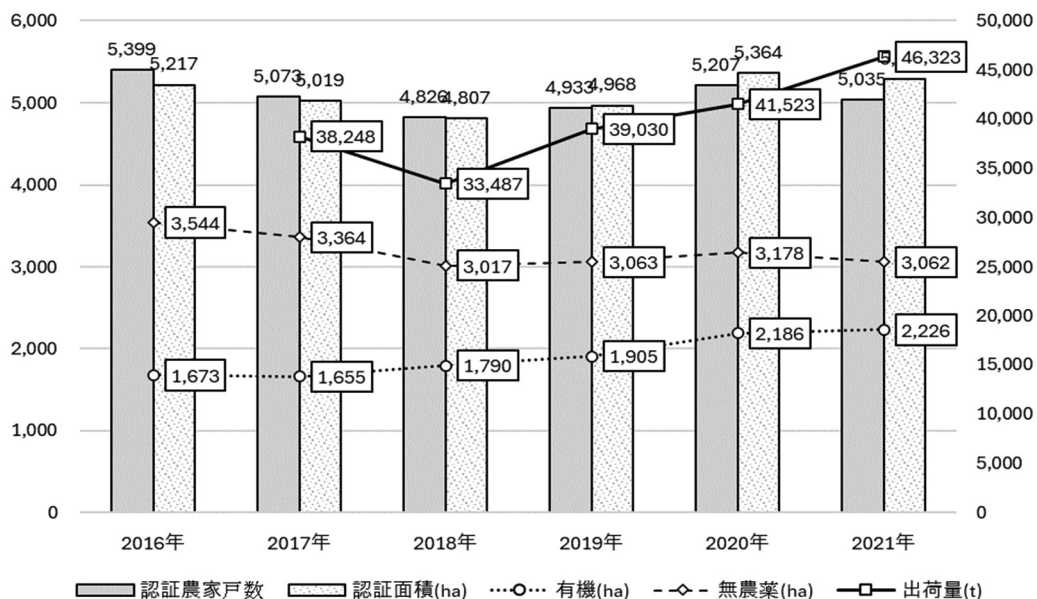


図3 慶尚南道における親環境農業の認証状況

資料) 農産物品質管理院『親環境農業認証実績』

表5 作目別認証状況

(単位: トン、%)				
区分	合計	有機	無農薬	割合
合計	41,523	8,916	32,607	100.0
穀類	13,383	5,099	8,284	32.2
果実類	1,791	743	1,048	4.3
豆類	15	2	13	0.0
いも類	855	58	797	2.1
薬用作物	126	30	96	0.3
野菜	13,419	1,708	11,711	32.3
特用作物	11,214	861	10,353	27.0
その他	720	415	305	1.7

資料) 農産物品質管理院『親環境農業認証実績』

〇、三五三トンで上位を占めている。

親環境畜産物の認証農家は二〇二〇年現在五六〇戸で、有機(一六戸)より無抗生剤(五四四戸)が圧倒的に多い。総出荷量六四、八一三トンのうち、鶏卵が二六、七九九トン(四一・四%)で最も

直接支払金を支援する事業であり、慣行農家の親環境農業への転換の促進に重要な役割を果たしている。認証面積を具体的にみると、有機の増加と無農薬の減少という特徴が見られる。一方、親環境農産物の出荷量は二〇一八年の三三、四八七トン以後、二〇二一年の四六、三二三トンまで着実に増加している。

親環境農産物の認証状況を作目別にみると(二〇二〇年基準)、全体出荷量四一、五三三トンのうち野菜が二三、四一九トンで最も多く、穀類一三、三八三トン、特用作物一、二二四トンの順となっている。認証タイプ別にみると有機の場合、穀類が五、〇九九トンで最も多く、無農薬は野菜が一、七一一トン、特用作物が一、三三三トンで上位を占めている。

表6 親環境畜産の認証状況

区分	農家戸数(戸)			飼養頭羽数			出荷量(トン)		
	合計	有機	無抗生剤	合計	有機	無抗生剤	合計	有機	無抗生剤
合計	560	16	544	8,234,310	907	8,233,403	64,813	127	64,686
牛肉	428	15	413	50,860	257	50,603	3,398	117.5	3,280
豚肉	32		32	99,496		99,496	14,265	-	14,265
鶏肉	20		20	1,679,688		1,679,688	9,520	-	9,519
鴨肉	13		13	983,194		983,194	9,348	-	9,348
鶏卵	54	1	53	3,480,244	650	3,479,594	26,799	9.9	26,788
その他	13		13	1,940,828		1,940,828	1,483	-	1,483

資料) 農産物品質管理院『親環境農業認証実績』

多く、豚肉が一四、二六五トン、鶏肉が九、五二〇トン、鴨肉が九、三四八トンの順となっている。そして、出荷先は主に学校給食(四、八〇億ウォン、四五・〇%)と生協(一四・九%)である。

(二)流通と消費

慶尚南道の親環境農産物は地域農協への出荷の比重が三七・六%で最も高く、次に生産者団体、専門流通業者の順である。販売段階では、学校給食の割合が三九・〇%で最も高く、大型流通業者が二九・四%、親環境専門店が九・八%、生協が九・四%の順となっている。

表7 親環境農産物の出荷・販売段階比重

出荷段階		販売段階	
区分	比重(%)	区分	比重(%)
地域農協	37.6	学校給食	39.0
生産者団体	10.8	大型流通業者	29.4
専門流通業者	10.0	親環境専門店	9.8
学校給食	8.4	生協	9.4
生協	8.1	直接取引	7.3
親環境専門店	7.6	加工業者	2.6
直接取引	7.3	その他	2.5
卸売市場	4.1		
大型流通業者	2.5		
加工業者	2.0		
貯蔵	1.5		
その他	0.1		

資料) 慶尚南道農政局内部資料

四 慶尚南道における親環境農業の政策と

今後の課題

(一)親環境農業政策の推進

慶尚南道は親環境農業を育成・発展させるために多様な政策を推進してきた。生産においては、親環境農業直接支払金の単価引き上げとともに、戦略品目(三五品目)育成計画策定を通じた親環境農産物品目の多様化を推進し、親環境農業の生産基

盤を構築してきた。流通では慶南親環境流通事業団を設立し、道単位の広域産地組織育成事業を推進するための基盤を整備した。消費活性化のためには学校給食への親環境農産物割引販売などを通じて代替販路を積極的に支援した。そして、持続可能な親環境農業を推進するために、生産者主導の需給管理体系構築のための親環境義務自助金制度および住民主導の農業環境改善を推進するための農業環境保全プログラムの導入、慶南親環境農業大賞などの政策を実施している。特に、農業環境保全プログラムは、マウル単位で住民の自発的な農業農村の生態および環境保全と景観改善の推進を支援する政策として、農村コミュニティの回復に大きく貢献していると評価されている。

しかし、このような政策を推進してきたにもかかわらず、慶尚南道の親環境農業はまだ解決すべき課題が残っている。まず、慶尚南道は、政府が二〇〇四年から実施している親環境農業地区造成事業を積極的に推進しているが、地区指定時、慣行農業の農地との接続性などを考慮せず、親環境農業認証農家が農薬の飛散、非意図的汚染に常時さらされている。実際に、農薬使用基準違反による認証取り消しが毎年二、五〇〇件以上発生しており、親環境農業の発展を脅かしている。続いて、親環境農業認証農家の高齢化と販路との連携不足により、親環境農業をあきらめる農家が発生しており、これはすでに組織化された親環境農業地区の維持及び拡大が難しくなる状況につながっている。

最後に、親環境農産物認証品目において野菜類の比重が高いが、親環境農業の組織化は未だ米中心であり、野菜や果樹などの品目の拡大が停滞している。

(二) 親環境農業政策の新たな方向と主要事業

慶尚南道は、これまでの親環境農業政策の推進の実態を検討し、その結果から示された課題に取り組むために三つの政策方向を設けている。まず、消費が生産を牽引する体系を構築し、親環境農業拡大基盤を造成する。このため、①生産者・消費者・企業間の協力をもとに、親環境農食品の消費文化をつくる、②温室ガスの削減、生物多様性の増進など、親環境農業に対する環境影響評価を行い、消費者に親環境農業の環境価値の伝達・拡大をはかる、③親環境農食品流通チャネルを拡大し、消費者の購買接近性の向上をはかる、④給食市場及び加工・外食市場などを通じて、親環境農食品消費基盤の拡大を図る予定である。これに対する主な事業は大きく親環境農食品の販路拡大と親環境農産物加工・流通活性化に区分できる。前者には、親環境農業の六次産業化空間づくりのための複合サービス支援団地の造成と地域別公共食料循環体系構築のための食料統合センターの設立、親環境米の消費拡大と安定した販路確保のための学校給食費の差額支援、未来世代の健康のための妊婦に安全な親環境農産物パッケージの供給などの事業が含まれている。後

者には、消費者ニーズに応え、多様な加工品生産のための先進農家への加工流通支援、専門的なマーケティング支援のための親環境農産物包装材費、カタログ、オンラインショッピングホームページ製作などの親環境農産物流通活性化支援、一般・大都市型直売場及びローカルフード複合文化センター型直売場設置を通じた地域農産物の地域内消費活性化基盤施設の設置拡大などの事業を推進している。

つぎに、安定的な親環境農業生産基盤の造成を通じて消費拡大に対応する。このために①親環境農業集積地区を育成し産地流通競争力を高め、流通・加工・外食など消費地との契約栽培基盤を設け、②高効率の親環境農業技術開発・普及を通じて親環境農業生産性の向上、③若い人材流入促進などを通じた親環境農業の持続可能性確保、④親環境農業の環境寄与度評価に基づき親環境農業直接支払制度の改善を推進する予定である。このために、親環境農産物の生産・貯蔵・加工・包装・流通施設・装備及び農家の力量強化などを含む親環境農業集積地区の育成、中小規模の親環境農産物施設支援を目的とした「生態農業」団地の造成、慶尚南道戦略品目を中心とした親環境農産物育成団地の造成、親環境農産物認証費支援などの事業を推進している。

また、親環境農業主体を育成するために、親環境農業者大会及び親環境農業者の力量強化ワークショップの開催を支援し、

優秀な親環境農業者及び団体の発掘・広報のための「生態農業大賞」を開催している。

さらに、若年者への手当支給による若年農業者の親環境農業実践の支援、道単位での農業者教育・親環境農業資材の供給・病害虫診断・土壌検定などを行う親環境研究センターの活性化を主要力点事業に設定している。このうち、今年で一四回目を迎える「生態農業大賞」は、初期に親環境農業認証面積の拡大、組織化などの生産に焦点を当てて評価を行ったが、現在は親環境農業の付加価値創出または拡大および普及のための取り組み、例えば、親環境農業と親環境畜産を連携させた親環境耕畜循環農業、親環境農産物の販路拡大、SNSを活用した消費者とのコミュニケーションなどが選定されるなど、評価基準は親環境農業の生産拡大のみならず、親環境農業の価値の醸成などへと拡大している。

最後に、肥料・農薬の使用削減と資源循環による低投入農業活性化、農業環境総合管理体制の構築、農業環境保全プログラムの拡大、自治体の実践計画策定拡大を通じて地域単位農業環境管理の強化を推進し、親環境農業への容易な転換を誘導している。これに加え、親環境農業実践農家の所得安定のために初期所得減少分を補完する親環境農業直接支払金を支給している。また、学校給食などの需要が増加しているが、気候条件により栽培が難しく、親環境認証面積の少ない三五品目を戦略的に育

成するため、親環境農産物戦略品目生産奨励支援制度を実施している。

(三)今後の課題

二〇〇一年に親環境農業育成法が制定されて以来、親環境農業は国民の安全・安心な農畜産物提供を実現させるための政策手段として位置づけられてきた。このため、政府は親環境農産物認証制度を導入し、生産基盤の拡充、流通活性化、消費拡大など総合的な支援政策を展開してきた。親環境農業が始まってから約二〇年が経過した現在、親環境農業の重要な価値であった安全で安心できる農畜産物の提供は当然のこととなり、温室ガス削減によるカーボンニュートラル、生物多様性の増大など農業環境保全と、これを実践するためのコミュニティの活性化、農村らしさの復元など様々なアジェンダと結合するようになっている。このようなアジェンダを効率的に推進するためには、親環境農業の全過程にわたって生産者・消費者・関連業者・研究機関・行政の協力強化をはからなければならない。このようなガバナンスは、消費者団体の環境運動と親環境農食品の消費拡大を結びつけた親環境農食品消費文化の造成、親環境農食品への環境価値消費の拡大と多様な流通チャネルの構築、加工・外食産業の活性化をもとに、親環境農食品市場規模の拡大などに寄与できる。

また、カーボンニュートラルのための広範な協力基盤の土台となり、これに基づき、親環境農業拡大のための多様な協力事業も推進できる。したがって、今後の親環境農業の持続可能性を確保する上で、ガバナンス形成は非常に重要な課題だと考えられる。

参考文献

- ・慶尚南道「慶尚南道基本統計」
- ・国家統計フォータール「住民登録人口現況」
- ・統計庁『農家経済調査』
- ・統計庁『農林漁業調査』
- ・農産物品質管理院『親環境農業認証実績』

Report

「第五次北海道食の安全・安心基本計画」及び 「第五次北海道食育推進計画」の概要

北海道農政部

食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

課長補佐(食品企画) 小林 千春
主 幹(食 育) 小森 康弘

北海道では、今年二月に令和六（二〇二四）年度から令和一〇（二〇二八）年度を計画期間とする第五次北海道食の安全・安心基本計画と第五次北海道食育推進計画を策定しましたので、両計画の概要をご紹介します。

一 第五次北海道食の安全・安心

基本計画の概要

（一）北海道食の安全・安心

基本計画について

この計画は、「北海道食の安全・安心条例」（平成一七（二〇〇五）年三月制定。以下「条例」という。）に基づき、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中期的な施策の目標や内容を明らかにするものです。

また、本計画を「北海道総合計画」の特定分野別計画として位置づけ、これまで四次にわたる計画を策定し、各般の施

策に取り組んできました。

条例の前文にあるとおり、食は人の生命の基本です。消費者が日常の生活の中で安全で安心な食品を適切に選択、摂取し、心身の健康を維持していけるよう、食をめぐる様々な情勢の変化を踏まえ、引き続き、条例に基づく施策を的確に推進していく必要があると考えます。

このため、知事の附属機関である「北海道食の安全・安心委員会」をはじめ、道民の方々から寄せられた多くの意見を基に、食料の安定供給と環境負荷の低減の両立を図りながら、食の安全・安心を確保するため、第五次計画を策定しました。

（二）食の安全・安心をめぐる

情勢と施策の体系

近年、気候変動の進行による農産物の生産可能地域の変化や異常気象による大規模な災害の発生、さらには、新型コロ

ナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱やロシアによるウクライナ侵略等による食料安全保障リスクの増大、家きん飼養農場で発生が続いた高病原性鳥インフルエンザによる卵の供給不安などから、食料の安定確保に向け、消費者の関心が高まっています。

また、世界的な食品価格や原油価格の上昇、為替相場の影響等による国内食品価格の高騰に加え、食品を簡単に購入できない「買い物困難者」等の発生といった食品アクセスの問題が顕在化するほか、農林水産業の持続的発展を基本とした食料の安定供給と地球環境の両立を可能とする食料システム構築を求める声が高まっています。

こうした食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、第五次計画では、「環境保全と安全な食料の安定供給の両立」、「食のサプライチェーンに関する理

解促進」、「衛生管理等による継続的な食の安全性確保」、「情報共有や意見交換のより効果的な推進」の四点を施策推進の視点として定めました。

（三）講じる施策

第五次計画で講じる施策の概要について、施策の四つの柱に分けてご紹介します。資料１―１に施策の体系図を掲載していますので参考としてください。

第一 食の安全・安心のための

基本的施策の推進

「第四次北海道食の安全・安心基本計画」の期間中、道内の家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生やゲノム編集技術を活用した農水産物の販売開始などの出来事があり、食の安全・安心に対する一層の信頼確保が求められています。

その一方で、生産から消費までの様々

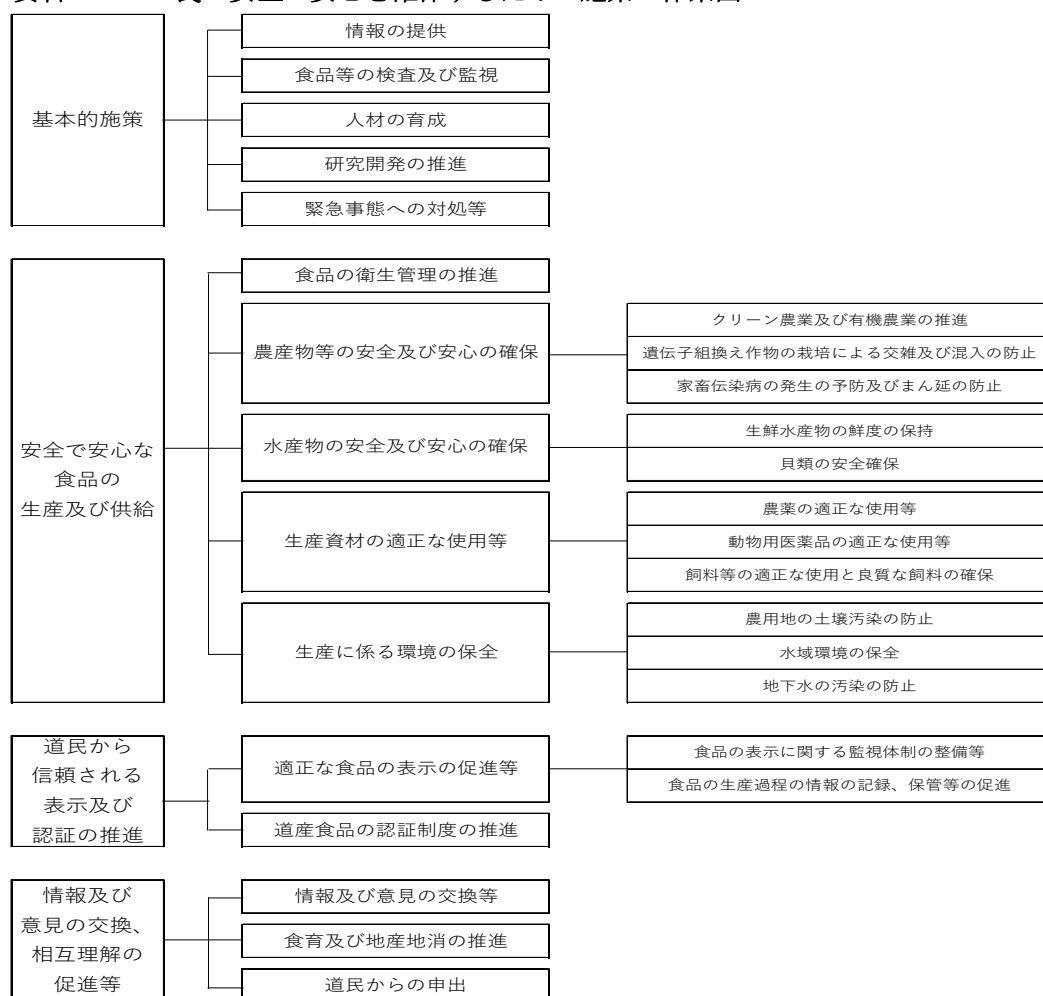
な分野にわたって食に関する情報があふれており、道民の情報入手の手段も多様化しています。

このため、消費者が食に関する情報を適切に選択できるよう様々な情報媒体を活用して食の安全・安心に関する情報を広く提供するとともに、食中毒予防をはじめ、人材の育成や研究開発といった食の安全・安心のための基本的な取組を継続します。

第二 安全で安心な食品の生産及び供給

世界の食料情勢の変化による食料安全保障上のリスクの増大やSDGsなど環境を重視する動きが加速していることなどを踏まえ、消費者や生産者の相互理解のもとで、安全な食料の安定供給や食料・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立を図るため、GAPやHACCPなど食品関係事業者自らの責任による自主衛生管理の取組のほか、地域の有機質資源

資料１－１ 食の安全・安心を確保するための施策の体系図



の安全性・品質の確保と有効利用などを推進します。

なお、資料１－２にフードチェーンにおける安全性の確保に関する資料を掲載していますので参考としてください。

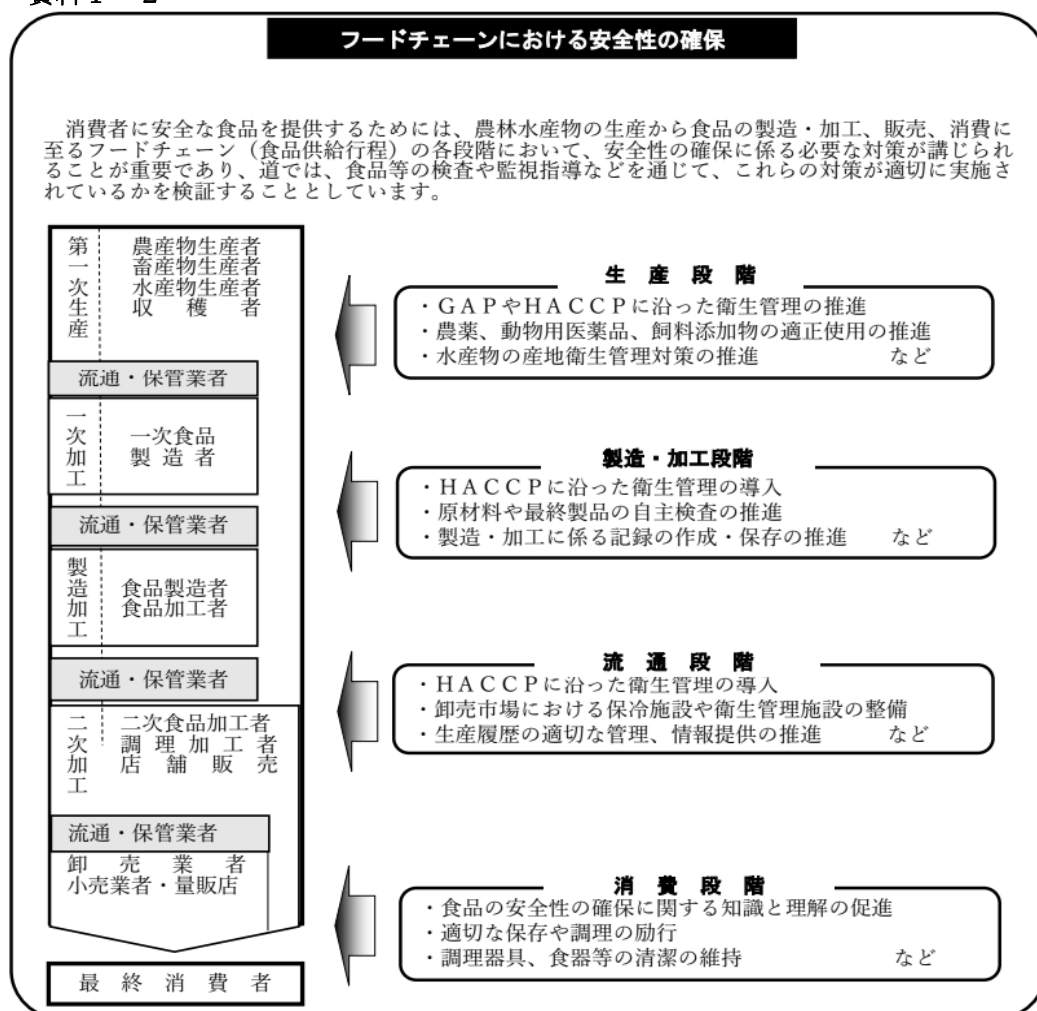
第三 道民から信頼される表示及び

認証の推進

食品の表示や認証は、消費者が食品を購入する際の重要な判断材料であるとともに、生産者にとっては原料の原産地などの情報を消費者に伝えられる仕組みです。

このため、食品表示制度の普及啓発や、道産食品の認証制度の認知度向上や認証数の拡大に向けた取組を継続することともに、電話やウェブフォーム等により広く食品表示に関する情報や問合せを受け付け、不正を見逃さない監視体制を充実します。

資料 1 - 2



第四 情報及び意見の交換、

相互理解の促進等

食をめぐる情勢が変化する中、食の安全・安心の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階で、関係者による食品の安全に関する情報の共有や相互の意思疎通が必要です。

こうしたことから、消費者、生産者、研究者、流通、小売などの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換する、いわゆるリスクコミュニケーションの効果的な実施に加え、食育活動を通じて、食材が食卓に上がるまでの過程（サプライチェーン）や地産地消の意義などに関する理解を促進します。

なお、資料1-3に地産地消関連の主な表示・認証等のマークを掲載していますので参考としてください。

資料1-3

地産地消関連の主な表示・認証等のマーク		
		
		
		
		
		

※太枠は道独自のマーク

二 第五次北海道食育推進

計画の概要

(一)第五次北海道食育推進計画について
道では、条例に基づき「食育の推進」を具体的に進める計画として全国に先駆けて、平成一七(二〇〇五)年一二月に「北海道食育推進行動計画」を、平成二一(二〇〇九)年から「北海道食育推進計画」(ごさんこ食育推進プラン)を策定し、本道の食育を総合的に推進してきました。

北海道の食育については、これまでの四次にわたる計画により、道内各地で様々な主体による食育活動が広がりをみせる一方で、道民の食生活における野菜の摂取不足、地域の食育の担い手の減少など様々な課題が引き続き存在するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面型、体験型の取組が行えなくなった間に取組主体の担い手の減少や高齢

化が進み、体験などの取組を再開するための担い手確保が課題となっています。

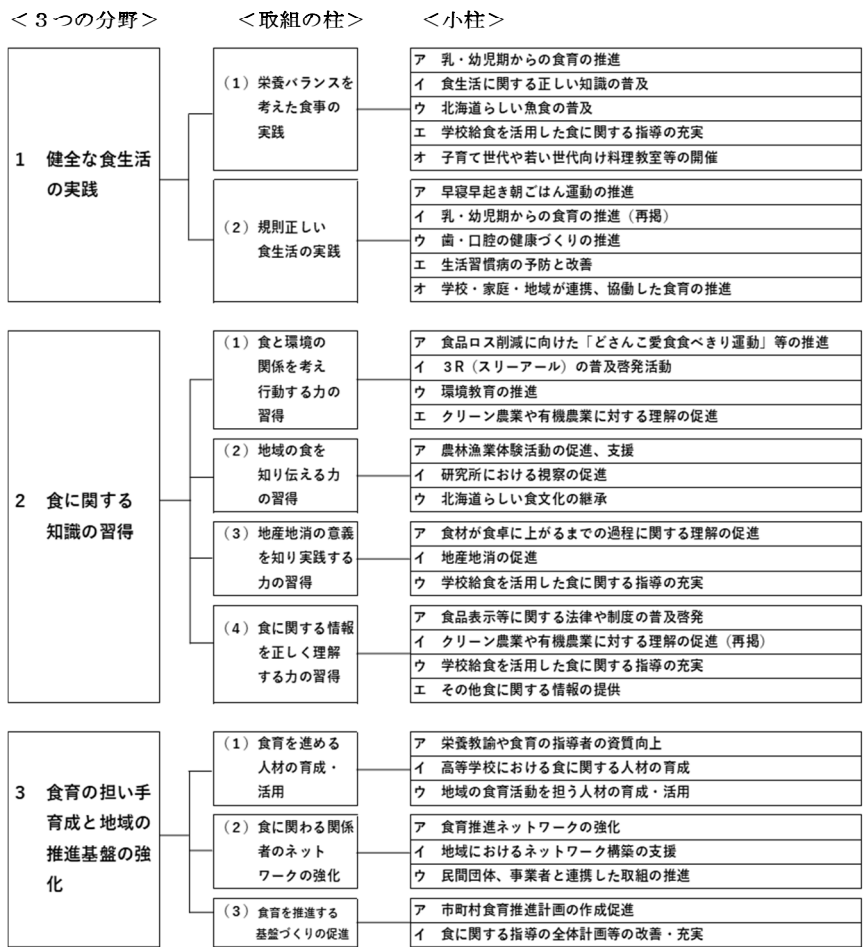
こうした課題や食料安全保障のリスクの増大、食品アクセス問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、我が国最大の食料供給地域である本道において、食育を総合的・計画的に推進するため、新たに「第五次北海道食育推進計画」(ごさんご食育推進プラン)を策定しました。

(二)食育をめぐる社会情勢と施策の体系

近年、食の外部化や簡便化の進展、消費者のデジタルメディアに接する時間が増え、SNS等での情報が消費や購買行動に影響を与えており、食生活の変化やデジタル化の影響が見られています。

また、我が国の経済成長が停滞する中で物価高騰により健康的な食生活の実現を妨げる問題が発生しているほか、食品

資料2-1 食育推進のための施策の体系図



を簡単に購入できない「買い物困難者」等の食品アクセスの問題も顕在化しています。

加えて、高齢者の人口は、全国的に増え続けており、主要国の中でも最も高い状況となっています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、
【心も体も食べて育とう。北海道の食が
つなぐ未来】をスローガンに、「健全な食
生活の実践」、「食に関する知識の習得」、
「食育の担い手育成と地域の推進基盤の
強化」の三点を推進方針として定めまし
た。

(三)講じる施策

第五次計画で講じる施策のポイント
について、今年六月の食育月間の取組内
容を含めてご紹介します。

第一 健全な食生活の実践

栄養バランスを考えた食事の実践と
して、子育て世代や子供を含む若い世代
に対し、料理教室や食生活に関する講座
等を開催します。

また、高齢期や青年期において手軽に
実践できる健康に良い食生活につながる
取組を提案するとともに、それぞれの世

代を対象とした食育活動の取組事例など
について共有していきます。

第二 食に関する知識の習得

食と環境の関係を考え行動する力を
習得してもらう取組として、六月の「食
育月間」にパネル展を開催するなど、食
育の普及啓発を集中的に実施します。

本年度においては、パネル展の開催と
連動して、毎日の「食べる」を見つめ直
すきっかけづくりと食に関
する知識を深めていただく
ため、北海道を拠点に「食」
に関する知識を生かし、
様々な分野で活躍する講師
を招いた「食育トークセッ
ション」(事例発表会)を行
い、多くの方に来場いた
いたところでした。

また、食品ロス削減への
理解促進のため、「おいしく

資料2-2 食育月間における取組
①食育月間ポスター (令和6年度作成)



残さず食べきろう!」をスローガンに「ど
さんこ愛食食べきり運動」の推進や、消
費者や食品関連事業者等に対し、食品ロ
ス削減月間(一〇月)や忘年会・新年会
の時期にあわせ、「食べきりキャンペーン」
などの取組を実施し、食品ロス削減に向
けた情報発信に努めるとともに、集中的
な啓発普及を推進します。

さらに、地域の食を知り伝える力を習
得してもらうため、児童生徒を対象に農

③パネル展の開催状況（令和6年6月）



④トークセッションの開催状況



林漁業体験や食品の調理に関する体験の機会の提供等を推進します。

これらの食に関する情報を正しく理解してもらうため各種媒体を活用した食に関する様々な情報発信を行います。

②食育月間トークセッション

食育月間 トークセッション
 ～毎日の「食べる」と見つめ直すきっかけがここに～

Athlete
 萩野 貴也さん
 農家メスノードクロス日本代表

Riceball player
 川原 裕さん
 北海道米の伝道師

Food coordinator
 菊田 ゆりさん
 離乳食研究家

夏は農家、冬はプロアスリートの二刀流を続ける萩野さんが語る、アスリートを目指すための必要な食生活のノウハウ。

お米文化を世界に発信し続けるライスボールプレイヤーが語る、米にやがて生かされるお米文化が欠かぬ理由。

子育てと食育には離乳食研究家として歩んだ菊田さんが語る、母がやがて生かされる食育のヒントに繋がる。

2024.6.11 (Tue) 16:00-17:00
 北海道庁本庁舎1階 交流広場
 Hokkaido Government Office Main Building 1st Floor Exchange Plaza

入場無料 Free entry

農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

第三 食育の担い手育成と

地域の推進基盤の強化

食育の担い手を育成するため、北海道食育コーディネーターや北海道らしい食づくりの伝承名人の地域における活動を促進します。

地域における関係者間のネットワークを構築するため、六月の食育月間を中心に食品事業者と連携し、啓発活動を行うとともに、民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を行います。

また、食育を推進する基盤づくりを促進するため、市町村食育推進計画の作成を促進するための助言等を行います。

以上が新たな北海道食の安全・安心基本計画と北海道食育推進計画の概要です。道では、今年度より、両計画に基づく取組を関係者の皆様と役割分担しながら、一体となって進め、将来にわたり、消費

者の方々に信頼される安全・安心な食料を道内において安定的に生産・供給されるよう、また本道における食育がより実効性のあるものとなるよう、取り組んでまいります。

なお、第五次北海道食の安全・安心基本計画や第五次北海道食育推進計画など、食の安全・安心に関する道の施策については、「北海道食の安全・安心ポータルサイト」からご覧いただけます。

また、食品政策課では、メールマガジン「どさんこ『MOGUMOGU』インフォメーション」やフェイスブックページ「どんどん食べよう北海道」で、食に関するイベントや北海道の旬の食材など、食に関する様々な情報を発信しています。まだご覧になっていない方は、この機会にぜひご登録をお願いします。

食の安全・安心に関する道の施策等のホームページ

北海道食の安全・安心ポータルサイト

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/anzenansinsaito.html>)



メールマガジン「どさんこ『MOGUMOGU』インフォメーション」

購読のご登録はこちらからどうぞ。

配信日は毎月3回（10日、20日、30日）です。

(<https://d.bmb.jp/bm/p/f/tf.php?id=bm44939cd&task=regist>)



フェイスブックページ「どんどん食べよう北海道」

どんどん食べよう北海道（facebook ページ）

(<https://www.facebook.com/dondontabeyo.hokkaido>)



研究報告

自主研究「コロナ禍を契機とした新しい生活様式の構築——農村からの提言——」をとりまとめて

北海学園大学経済学部

教授

佐藤 信

地域農業研究所の自主研究「コロナ禍

を契機とした新しい生活様式の構築」(二

〇二―二〇二三年)は、新型コロナウイルス

イルス感染症のもとで提唱された「新しい

生活様式」に着目し、新型コロナウイルス

イルス感染症への各地の対応を確認しつつ、

農村生活の実践やフィールドワークを通

して農村部からの「新しい生活様式」を

提言することを目的とした。研究の意義

を認めてくださった地域農業研究所の関

係者の方々に改めて御礼を申し上げたい。

二〇二二年六月から始まった共同研

究は、全二二回の研究班会議と栗山町へ

の現地調査を積み重ねて、二〇二四年三

月に三〇〇ページを超える報告書として

まとめあげた。本稿では筆者の担当した

「総括」をベースとして、共同研究の内

容を振り返りつつ「農村からの提言」内

容を再確認してみたい。

一 共同研究の内容

次にみるのが全IV部構成となった報

告書の目次と執筆者である。I部では、

「新しい生活様式」の諸相を、新型コロ

ナウイルス対策をめぐる公的資料を確認

するとともに、学問諸分野における「生

活様式」概念を整理している。II部では、

コロナ禍の「新しい生活様式」の対応を、

大学や子ども食堂そして農業者を対象と

して具体的に検討した。また、コロナ禍

の都市から農村への人口移動がどのよう

に起こっているのかを概観した。

それらの検討を踏まえつつIII部では、

「新しい生活様式」を、コロナ禍に伴っ

てのそれに限定せず、農村における農業

者・移住者の暮らしや意識の解明を通して、コロナ禍で提唱された「働き方の新しいスタイル」以上の意味を見出そうとした。そこで栗山町を対象として、新規就農者（本報告書では新規参入者と新規雇用就農者を指す）へのインタビュー調査を通して、「田園回帰」の実践を明らかにし、農村部の新しい生活様式の実態を析出しようとした。共同研究者には、長沼町と余市町に住む農業者も加わっていることから、栗山町の事例との比較も行っている。

I部 コロナ禍の「新しい生活様式」を考える（井上淳生）

II部 コロナ禍における生活様式（ライフスタイル）の変容と農村生活

第1章 コロナ禍における人口動態と生活実態（佐藤信）

第2章 コロナ禍による若者の生活

様式への影響

第1節 コロナ禍のことも食堂から

みる子ども達の生活様式の変容（伊藤好一）

第2節 大学のコロナ禍対応と学生

たちの生活様式の変容（伊藤好一・脇合祐子）

第3章 コロナ禍による牛乳乳製品

需給と酪農経営への影響（清水池義治）

水池義治）

第4章 農家の嫁から見た農家の生

活とその特徴（増田祥世）

第5章 新規参入者・小規模ワイナリ

ーの生活様式（小西淳子）

III部 移住者・新規就農者による農村生

活の実践

第1章 北海道における新規就農の

動向（星野愛花里）

第2章 新規就農者のケーススタディ

ー（星野愛花里）

第3章 栗山町における農業新規参

入までの経路の特徴ー余市町

との比較から（小西淳子）

第4章 栗山町新規就農者調査にみ

る家族の役割分担の違いと「受け入れる力」（増田祥世）

第5章 III部のまとめ（総合的考察）

ー新規参入農家から見た新しい生活様式の提言ー（小内純子）

IV部 ーⅢ部の全体総括（佐藤信）

二 生活様式をめぐる必要な視座

本研究のキーワードとなった「生活様式」について、簡単に振り返ってみよう。

生活様式は、様々な学問領域によって様々に定義されているが、代表的な研究成果としての角田修一のものが大変役に立った。角田は生活様式（way of life）とは、衣食住などの財や家族介護などの個人的生活手段、そして公共施設・設備などや保育・介護サービスなどの社会的共同生活手段といった「生活

手段を体系として消費しながら、ある社会において営まれる消費生活のあり方」としている（注1）。

したがって、低所得などが原因で個人的生活手段が充分ではない場合は、格差が生じることになるし、社会的共同生活手段が充分整備された地域とそうでない地域の格差が生じる場合もある。他方、生活には、個人的または家族単位の事柄も含むことから、個々人の、あるいは個々の家族の価値観なども視座に入れる必要がある。

その他、社会学や文化人類学の領域にあつては、生活様式概念には生活、「生」といったものを全体的に理解する用語としてきた経緯もあり、「新しい生活様式」に對峙する農村における新しい生活様式も多様となりうる。生活概念の多様性に対して、コロナ禍における行政府による「新しい生活様式」の言わば押し付け、半強制は、批判すべき点が多かったこと

をここに指摘しておきたい。

三 コロナ禍で農村への

人口移動はすすんだか？

ところで、コロナ禍の三年間、果たして「都市集中」から「田園回帰」のような社会的人口移動が起こったのか。結論としては、コロナ禍のもとで首都圏からの人口が転出増となった一時期もあった。テレワークの普及などで東京圏から地方都市へのオフィス移転に加えて地方での業務が可能となったことも背景としてある。しかしながら、その動きが加速することはなく、二〇二三年以降は都心回帰する状況もみられる。首都圏一極集中の傾向は大きく変わることはなかった。

一方、新規就農や地域おこし協力隊などといった形で農村移住をすすめる例も存在する。コロナ禍の「働き方の新しいスタイル」に対応した移住は、後に都心

回帰することになるが、後者の農村移住の事例はコロナ禍以前から起こっていた意識に基づくといった違いが存在する。

これら、コロナ禍以前から就農し、定住している人々にとっては、コロナ禍にも「あまり影響を受けていない」とみている。コロナ対策として呼びかけた「新しい生活様式」と「農村型生活様式」との違いが、こうした意識に象徴的に表れているのではないか。

四 コロナ禍をきっかけとした不可逆

的な行動様式と農村移住の可能性

生活様式の変容をもたらす要因として、インターネットなど情報技術手段の革新、大組織から小組織での企業活動の活発化が指摘されており、こうした変化は二〇世紀末から急速にすすんでいる。ネット通販やYouTubeなどの普及によって、都市と農村における生活格差

が縮小する側面も現れている。農村人口の減少の理由の一つには、地方における医療・介護サービスの不足、買い物困難などがあるが、農村生活を下支えする機能を発揮することで農村移住の可能性も存在している（注2）。それ以外にも、コロナ禍以前から、そしてコロナ禍を契機とした不可逆的な行動様式が現れてきている。

例えば、こども食堂では地域の「子どもの貧困」対策として取り組まれてきたが、子どもだけではなく保護者・大人も含めたコミュニティ（居場所づくり）の場としての役割を果たすようになってきている。それがコロナ禍をきっかけとして、場の提供やスタッフ確保には困難な状況となっていたが、子ども食堂そのものは不可逆的なものとして存在している。子ども食堂（地域食堂などとも称される）は、コミュニティが分断され、個々人が孤独で生きなければなくなった現代

社会へのアンチテーゼとしての潮流とみることができる。

また、学校や職場では、コロナの渦中ではオンライン会議や授業を余儀なくされ混乱も見られたが、現在ではこうした行動が普通のものとなり、むしろ移動時間や交通費を短縮できる仕組みとして不可逆的な存在となっている。ネットの普及は、SNSを活用した新ビジネスが生まれる契機となり、新規参入農家だけではなく既存農家であっても通信販売を活用する例がみられるようになっていく。

コロナ禍をきっかけとした新たな行動様式は、個々人の生活様式全般に広がってゆくものとみられる。結果、農山村においても社会的共同生活手段や移住先の受け入れ態勢が整っていれば、移住促進が加速化される可能性を有している。

五 調査を通してみえてきた農村移住者の意識と「受け入れる態勢」

新規就農や地域おこし協力隊などをきっかけとして農村移住を実現した人々は、どういった考え方を有し、農村生活を実現しているのだろうか。

自主研究では、栗山町の新規参入者一五世帯二七名に聞き取り調査を行っている。その結果、職歴や学歴はそれぞれ多様で、職歴・学歴と農村移住と関係があるかどうかはわからなかった。ただ、聞き取り調査の結果、就農者に共通するいくつかのパターンが見られた。一つは前職に疑問を持った結果、地方に住み農業を営む農家という暮らし方にあこがれたとして移住するもの（移住就農型）、仕事として農業に興味を持ち移住に至るもの（農業志向型）、移住に興味があつて就農に至るもの（くらし重視型）、そして、就農に対してあこがれを抱くのではなく、

ちょうど転職を考えていたタイミング等の理由で、配偶者の就農意向に沿ってきたタイプ（消極的参入型）の四パターンである。

これら新規就農者の農業経営に対する考え方、行動も様々であるが、調査先から見えてきたものは、二一世紀以降のリーマンショックによる不況、東日本大震災、そしてコロナ禍といった外部要因が契機となって農業を選択するようになっていくのが一つの特徴である。と同時に、北海道が好きである、親や親戚が北海道に住んでいる、北海道が子育てに適している、配偶者の後押しがあったなどの内的要因とが一致して移住を決断しているのが特徴的である。

ただし今後、経営を安定的に継続できるかどうかは課題が残っている。報告書では、精神面の余裕はあるものの、理想的な経営目標に近づいていない（稼ぎというよりも体力・健康面や労働時間面で

ことが指摘されてもいる。

栗山町の調査では、農村の人間関係が都会とは異なることを感じながらも、否定的になるのではなく、それはそれとして受け止める事例、田舎の生活に対する不安（世間が狭そう、息苦しそう）はあったが、想定していたギャップはなかったなどの感想を持っている事例もあった。この背景には、自治体側が新規就農者を受け入れる態勢を整えていることも大きいと思われる。

生活様式とは、生活主体が一定の家族形態を単位として、地域を場として展開される暮らし方であるので、移住者と旧住民との「文化」的差異がぶつかり合うことも想定できる。そこでの「受け入れる態勢」には、「新しい仲間」として、たえず気をつかってくれる姿勢が不可欠のようである。「文化」的差異によるぶつかり合いがあっても、それを柔軟にする双方の姿勢、しなやかさがポイントになる

と考えられる（注3）。

六 農村からの新しい生活様式の

発信とその条件

最後に、農村からの新しい生活様式を発信できる可能性について考察したい。ある時代の生活様式は、基本的にその時代の一般的な生産様式によって規定される。農村社会は、それ以前の生産様式が中心となっている（例えば資本制経済システムにおいても残り続ける経済システム）ことによって、前時代の生活意識も残り続けると言われてきた。経済学の視点からいうと、生産様式変革の大きなきっかけは、産業革命の代表的な技術革命にある。二一世紀前半の現在、産業革命に比肩するような技術革命は、おそらく情報技術革命であろう。内閣府は Society 5.0 と称して情報社会のさらに先を行く新たな社会を展望している

(注4)。その評価はあくとして、農村で起こりうる(現に起こっている)社会の特徴を玉真之介は以下のように指摘する

「『葉っぱビジネス』で有名な徳島県上勝町のおばあちゃんたちは、ずいぶん前からiPadやスマホを使いこなし、

『葉っぱ』の受注と出荷予約を行っている。今後は、出荷を庭先からドローンで行うようになるだろう。普段の情報交換を兼ねた井戸端会議はZoomになり、たまに集まるリアル寄合には自動運転車を利用される日も遠くないのではないか」(玉真之介『日本農業5・0』筑波書房、

二〇二二年、一〇七ページ)。

ここには技術革新が進んだ機械(労働手段あるいは労働対象)を使いこなすとともに、農村生活の変化も描き出されている。そして、こうした農村社会の現在の、そして未来の担い手は、上記のおばあちゃんたちや政策的に進められてきた企業的農業経営だけではない。加えて「新

しい小農」、すなわち「兼業農家はもちろん、農的暮らし、田舎暮らし、菜園家族、半農半X、停年帰農、市民・体験農園、さらに有機農法に挑戦する農家や農家レストラン、農家民宿まで多様な担い手が必要」(同書一〇ページ)とも玉は指摘する。

コロナ禍以前からはじまっていたこれら農村の変化に加え、コロナ禍による農村への注目、脱グローバリズム社会のあり方への模索とも適合的である。農村社会での暮らしは、今後いっそう可能性を有するといえよう。

大組織ではなく、小組織によるビジネスモデルや「職住一致型の生活様式」の実現のためには、農村社会そしてそのでの担い手の役割が非常に重要となる。ただし、災害や感染症などの外部要因に対して、強くかつ柔軟に対応できる個々人および家族の「生活基盤」(ここには食料確保に加えてエネルギー自給もあるし、

いざとなったときの近所付き合いも含むセーフティネットのこと)を築くことが重要である。また、農村コミュニティ内に生活基盤支援システムを内在化していることも必要であろう。

農村生活には、貨幣支出を伴う消費行為だけではなく、自然などの対象に働きかけてその対象を変えてゆく、対象が変わってゆくことを日々確認できることに意義がある(農村・都市問わず、こうした暮らしの実現は可能である)。商品化社会に包摂されることなく生活主体として日々を暮らし続ける。そこが農村から提言し、発信できる生活のあり方の核心であろう。

(注1) 角田修一(二〇二〇)『概説 生活

経済論』文理閣、二二ページ。な

お、角田修一による生活様式の厳密な定義は以下の通り。「生活様式

とは、現実の生きている諸個人が、

ある一定の物質的生活の生産様式

のもとで、物質的生産における労

働様式に規定されながら、一定の

家族形態を単位とし、地域を場と

して、家族の内外における生命活

動にさええられて営むところの、

生活手段との結合を軸とする自然

との物質代謝のあり方である」同

「一九九二『生活様式の経済学』

青木書店、九二ページ。

(注2) 北海道にあつては農山村の買

物困難者に対して、JAによる移

動販売事業、生協による宅配事業・

移動販売事業がすすめられている。

とくにコープさっぽろによる宅配

トドックは奥尻島や利尻・礼文島

にも定期配達を行っている。また、

地方都市のスーパーを維持するた

めにコープさっぽろの商品提供、

スーパー運営のノウハウ提供など

による下支えを行うなど協同組合

らしさの発揮がみられる。

(注3) 歴史の浅い北海道の農山村社会

では、本州以南の農山村に見られ

るしがらみが少ない(秋津)。そう

した土地で、かつ受け入れ体制を

構築するならば、しなやかさや柔

軟さといった特性を有した人たちが

が(これは若い女性に限定される

ものではない)、農山村のイノベー

ションの主體的な担い手となる可

能性がある。秋津元輝「二一世紀

農山村社会のイノベーションは周

辺部から芽生える」『地域と農業』

(第一二七号)、二〇二二年一〇月、

四一一。

(注4) Society 5.0では、I

oT (Internet of Things) や人

工知能(AI)によりどこにいて

も必要な情報が入手できる環境に

なるといわれる(内閣府「Soc

iety 5.0とは」)

いさいさ農業高校 第24回



北海道幌加内高等学校

一 地域の概要

幌加内町は上川管内西部に位置し、東西南方向約二四km、南北方向六三kmと南北に長い形をしています。人口は一、二四六人と小さな町ですが、冷涼な気候、昼夜の寒暖の差、日中の気温上昇を穏やかにする朝霧などの自然条件がそば栽培に適していたこと等から作付面積が増え、一九八〇（昭和五五）年に日本一となり、今では作付面積が三、二〇〇ha、生産量も二、九〇〇トンを超えるほどになりました。「幌加内そば」は、地域団体商標の登録を行うなど、日本一のそばの里として、加工品づくりにも力を入れています。

また、日本最大の人造湖「朱鞠内湖」があり、一九七四（昭和四九）年には道立自然公園に指定され大小一三の島々が浮かぶ湖は独特の雰囲気を持ち、イトウが住む神秘の湖と呼ばれています。周辺にはレストランや遊覧船、キャンプ場などの施設があり、毎年多くの方が大自然

を楽しみに訪れる他、冬季間には結氷した湖でのワカサギ釣りが行われ、品質の良いワカサギを求めて多くの釣り人が訪れています。

二 学校概要

本校は一九五四（昭和二九）年北海道幌加内農業高等学校として開校し、一九八八（昭和六三）年に北海道幌加内高等学校に改称。創立七〇周年となる町立の定時制農業高校です。日本一の生産量を誇るそばの町の学校であり、二〇〇二平成（一四）年度から学校設定科目「そば」の授業を行っています。生徒全員がそば道段位認定制度（主催…全麺協）のもと、段位取得を目指してそば打ち技術の取得向上に日々励んでいます。そば打ちだけでなく、そばの栽培、調理、そば店経営など、そばを多方面から学習します。

また、農業の六次産業教育を柱に、学校と産業現場が一体となった実学・産業

教育を展開、地域の一員として地域社会で活躍できる人材育成に努めています。

三 特色ある学習内容

(一)科目「そば」

全国で唯一の科目「そば」を各学年二単位ずつ学習します。全麵協主催のそば道段位認定会で段位取得できる技術を身につけるため、有段者の町民の方々にも講師として協力頂きながら指導を行っています。



また、そば打ちだけではなく、栽培や調理についても学び、地域特産品の理解を深めるとともに、活用方法も身に付けています。このほか、そばを通して活動として町主催の「新



そば祭り」への出店をしています。今年度の修学旅行先である台湾では、そば打ちによる交流を予定しています。そして海外での

そば需要の高まりから、今年度はアメリカでのそば打ちデモンストラーションも予定されており、そばを通して国際交流が図られています。

(二)六次産業化学習

一次（生産）×二次（加工・製造）×三次（流通・販売）の一体化や連携によって地域を活性化させ、新たなビジネスを創出することを六次産業化と呼び、これからの新しい産業構造の形として注目を集めています。本校ではいち早く農業の六次



化に取り組み始め、農業高校の強みを活かした「六次産業化概論・実践」の科目を開講しています。この授業

を通し、本校で年二回開催される幌高商店会での販売に向けた準備・運営を行います。本校生産品を原材料とし加工する「ベーカリー」、本校のそばを提供する「そば処」、また本校生産品や加工品を販売する「商店」にグループ分けし、生徒が主体となつてより実践的な学びを深めています。

(三)農業体験実習・職場体験実習

本校では地域水田農家にて農業体験実習を三日間実施しています。農家の方々



からのご指導により地域農業の理解と勤
労観について学ぶとともに地域との結び
つきを深めています。

また、二年生は町内外に企業に協力を
いただき職場体験実習も行っています。
これらの体験的な学びを複数行うことで
職業理解と自己の進路適性について考え
る良い機会となっています。

(四)町、企業と連携した

地域課題への取り組み

幌加内町と企業と学校の連携により、
地域課題解決に向けた学習を行っています。
本校卒業生が地域創成を目的に起業
したトツキ合同会社との連携により地域
資源活用方法について学習しています。
本校生徒とともに幌加内ソバ循環プロジ



エクトチームを発足し、未利用資源の活
用についてアイデアを形にしていきます。
また、株式会社ユニヴァ・ジャパンと
の連携ではエネルギー資源の分野から、
地域の資源活用について研究を行って
います。町の高校として地域課題に積極的
に向き合い、地域振興や交流人口の増加
を目指し、活動しています。

四 おわりに

本校は地域特産品のそばを中心とした
農業学習に取り組み、地域産業の理解を
深めた上での地域活性化や地域の人材育
成を担っています。地域課題の解決に向
けた学習と地域創成への対応に必要な資
質や能力を高め、社会で活躍する力を身
に付けることができる環境があります。

また、生徒がやりがいや目標を持った
高校生活が送れるように教職員や町、地
域住民が一体となった「チーム幌加内」
として教育活動を進めていきます。



みなさん、こんにちは。コープさっぽろの吉田千恵です。前回、「組合員活動をしています！」と自己紹介させていただきましたが、六月の総代会を持ちまして組合員理事を退任いたしました。今度は、同じくコープさっぽろの組織本部でこれまでの経験を活かしながら頑張つてまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。

新体制で新年度がスタートしました

組合員活動委員会は、二〇二四年三月二日に新たに四地区で新委員長が誕生し、新体制でスタートしました。

組合員活動を進めるにあたり、重要なもののひとつが、月に一度全道から一四名の組合員理事が集合して行われる「活動企画委員会」です。この会議では、全体に関わる内容や各分野（食や環境など）に対して提案と報告、討議がなされ、各

地区委員長はその内容すべてを地区へ持ち帰り、それぞれの地区活動に活かしています。

前回もお話しましたが、活動は全道一の地区（函館・室蘭・苫小牧・南空知・札幌西・札幌東・小樽・旭川・帯広・北見・釧路）に分かれ、更に各地区内の二〜四つのエリア委員会と呼ばれる活動グループで地区の活動計画を具体化していきます。以前は、全道一斉に動くのが難しい、地区によって環境が違つたため同じ動き方ができないなどの声が聞かれていました。地域性や委員の数などに合わせて活動を考え具体化することは重要なポイントです。

新しい組合員活動

コープさっぽろは、二〇〇〇年代に「釧路市民生協」・「宗谷市民生協」・「道央市民生協」・「コープどうと

う」・「コープ十勝」と統合。同時に組合員活動も統合されました。「生協が好き」という共通の思いがありながらも、各生協の違いや戸惑いの中でさまざまな討議がなされ、「自主的な活動を！」を合言葉に、ゼロからの再出発になったそうです。

私が札幌東地区東エリアの委員として活動に加わったのは、この数年後でした。活動拠点の店舗に、週に三〜四回午前中に集まります。子どもが学校に行っている間に活動でき、学校が休みの時には、子どもを連れてくることもOK。夏休みや冬休みには、子ども達の賑やかな声が事務所に響いていました。これは今も変わらない光景です。

活動は、基本的に「食」と「くらし」の生活全般に関わることに興味・関心を持つことから始まります。この一〇年の間では「ゲノム編集」・「子どもの貧困」・「子ども・地域食堂」・「プラス

チック問題」・「SDGs」など初めての耳にするものもあり、学習会を開き学ぶことから始めました。その学習会（ワークショップ）をきっかけに大きな活動に発展したのが、「プラスチック問題」です。

始まりは一年に一度、全道の活動委員が札幌に集まる「全道組合員活動委員交流会」でした。全道組合員活動委員交流会は、午前中から始まり、お昼を挟んで一五時頃に終了となります。お昼は運営側でお弁当とペットボトルのお茶を準備するのが恒例でした。二〇一八年はカードゲームを通してSDGsとは何かを学び、翌二〇一九年はSDGsの理解を深めるワークショップを実施しました。

このとき、「せっかくSDGsを勉強するのだから、ペットボトルのお茶をやめて、マイボトルの持参を呼び掛けてみようか？」ということになりました。ペットボトルの使用削減になり、何よりプ

ラスチック問題について考える機会になります。前泊で大きな荷物を持って札幌に来る委員もいる中で、果たしてどこまで協力してもらえるのか不安ではありましたが、しかし、当日集合してみると、参加者全員がマイボトルを持参してくれたのです。「これはこのまま一回だけの取り組みで終わらせるのはもったいない、マイボトルを持ち歩き、ペットボトル、プラスチックの削減につなげる取組みをしたい！」ということから、『だから、マイボトルエコ宣言』を始めることを決定しました。

しっかり思いを伝えたいとボトルに貼るステッカーを作り、組合員さん一人ひとりに趣旨を説明したうえでステッカーをお渡しすることに決め、準備を進めました。しかし、その直後に「コロナ禍」となってしまい、対面でお話し、ステッカーを手渡しする機会はなく、活動自体が止まってしまう危機となりました。

「だから、マイボトルエ」宣言

「だから」という言葉には、私たちの
思いと取組みの趣旨が詰まっています。

・プラスチックゴミを減らしたい

・マイボトルを持つことで、ちょっとだけ社会貢献

・一人ひとりの小さな行動で、「北海道の海を守りたい」



マイボトルスタートメンバー（組合員理事）



川でもゴミ拾い

ただ「マイボトル」を持とう!という
だけではなく、視点を変えた内容での学
習会を開き、なぜプラスチック問題の取
組みが必要なのかを考え、行動してみま
した。「二〇五〇年には海の魚の量より、
プラスチックごみの量が増える???」
街で、川で、海でゴミを拾ってみる
と問題が沢山見えてきました。全道の各
地区でも、ゴミ拾いとどまらず、ごみ
処理場見学、地域の指定ゴミ袋調べ、プ
ラスチックストローに代わるストローの

調査、マイクロプラスチック調査など、活動の幅が広がり、理解も深まってきました。

そんな活動を続けていた二〇二一年の春、私たちの活動がコップさっぽろの社内報で取り上げられ、大きな話題を呼びました。



社内報記事



海のクリーンアップ

そして店舗には、ペットボトル回収機とマイボトルに給水出来る給水機が時と同じくして設置されていたのです。

「Hokkaido 海のクリーンアップ大作戦！」

二〇二一年秋、『だから、マイボトルエコ宣言』は組合員活動から、コップさっぽろをあげての『Hokkaido 海のクリーンアップ大作戦！』へとつながっていきます。

初年度は全道四四か所、参加者約三〇〇〇人で始まったこのイベントも、四回目となる今年は全道四七か所、一〇〇〇人を超える方にご参加いただく大きな清掃イベントとなりました。



コップ未来の森 植樹

「プラスチックは悪者なの？」

- ・店舗でペットボトル飲料を売っているのに、買ってはいけないの？
- ・ペットボトルは悪者なの？

組合員さんからは、こんな意見も出てきました。ペットボトルやプラスチック製品は、安価で軽くて丈夫、加工しやすいことから、さまざまな商品となり、私

たちの生活になくてはならないものになっています。

洞爺湖サミットを機に始まった「レジ袋有料化」。鞆の中に必ずマイバックを入れて持ち歩くのが習慣になりました。コープさっぽろのお店でレジ袋を辞退することで「〇・五円」が『コープ未来の森づくり基金』に積み立てられ、北海道の森づくりに役立てられています。植樹や育樹に目が向いてしまいがちですが、マイバックの使用はレジ袋・プラスチックの削減にも大きく貢献しています。

道庁の「北海道の食の安全・安心委員会」でも「プラスチック問題」について意見が出されたことがありました。マルチシート、ビニールハウスなど農業には多くのプラスチック製品が使われています。どれも必要不可欠なものが多く、環境に配慮したプラスチック製品への対応はそう簡単ではありません。プラスチックは決して悪者ではなく、使用削減と適

正処理を心がけることが大切なのではないかと思っています。

環境問題と向き合ってみると、身近なことばかりで、日頃のちょっとした行動で環境への負荷を小さく出来ること、森だけ、海だけ、畑だけの問題ではなく、すべてはつながっていることに気がきました。

「木を見て森を見ず…」

幼稚園勤務時代にお世話になった園長先生が「木を見て森を見ず、森を見て木を見ず」とよく仰いました。クラスをまとめていくには、「個々の子どもだけを見ているとクラス全体が見えなくなる、クラス全体だけを見ていると個々の子どもを見落としてしまう」。何かあると私はこの言葉を思い出します。

吉田千恵さん

1966年宮城県生まれ。

札幌の短大(保育科)卒業後、幼稚園勤務。子どもの小学校入学を機に、コープさっぽろで組合員活動を始める。

2021年から北海道食の安全・安心委員会副会長。

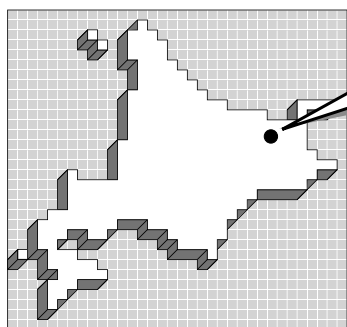
夫・双子の息子・実母・猫のジミーの5人と1匹家族です。



季節は夏ですね。活動では、生産者交流が盛んになる時期です。次回はそんなお話が出来たなと思います。

レジ袋辞退で積み立てられた基金をもとに、今年も各地で植樹活動が始まりました。「楽しそうだから参加してみようかな」。是非、ご家族、ご夫婦、お一人でもお気軽にご参加ください。参加してみると、気が付きが沢山あると思います。

連載 わがマチの自慢 No.36



小清水町

自然と共生する資源循環型農業を誇りに 活気を生み出すマチ 小清水町

小清水町は、北海道の東北
部、オホーツク海に面したオ
ホーツク総合振興局管内の東
側に位置している。網走国定
公園、阿寒国立公園、知床国
立公園、斜里岳道立自然公園
の四つの自然公園に囲まれ、
北はオホーツク海沿岸部に面
し原生花園が広がり、南は屈
斜路湖がある藻琴山や野上峠
の山岳地帯を有し、豊かな自
然に恵まれている。

また、西は網走市・大空町、
東は斜里町・清里町、南は釧
路総合振興局管内の弟子屈町
と接し、東西一八・三km、南
北三〇・四km、総面積は二八
六・八九km²となっており、農
地が全体の約四割を占める畑
作中心の純農村地帯である。

東京、大阪、名古屋、札幌



小清水原生花園

から飛行機でオホーツク管内
の玄関口である女満別空港に
到着後、車で約一時間の距離
にあり、エゾスカシユリなど
が群生する小清水原生花園や
多くのオオハクチョウが飛来
する瀟沸湖を有する自然豊か
な町で、人口は約四、六〇〇
人おり、産業従事者の約四割
が農業に従事している。

地形は、南界を走る北見山

地が形成する南部山岳地帯か
ら緩やかに北に向かって低下
し、オホーツク海岸に達する
傾斜地が続いており、年間
を通じて降水量は少なく、日
照率は高い。冬は雪が少なく、
二月から三月にかけて北方の
ロシア沿岸で生まれた流氷が
海岸に接岸する。

一ブランド力を高める 産業振興とまちづくり

少子高齢化の進行による人
口減少に伴い中長期的に国内
市場の縮小が見込まれる中、
小清水町では、恵まれた自然
や土地資源を活かした畑作主
体の農業が展開され、基幹産
業として地域経済や社会の基
盤づくりが進められてきた。

町では、安全で高品質な食を中心に、「稼ぐ力」を向上させるため、農業と他産業との連携により地域のブランド力を高め、町を活性化させる取り組みを進めている。

小清水町は、食品関連産業も盛んで、現在は工場が閉鎖されているが、大手菓子メーカーの有名なポテトチップスの発祥地とされているほか、平成二三（二〇一一）年に小清水町の巨大でんぷん団子がギネスブックに登録されたことを契機に、平成二五（二〇一三）年には、じゃがいもでんぷんを原材料として「せんべい」を製造する九州の福岡市に本社を置く食品メーカーが町内で廃校となった旧北陽小学校を利用して工場を建設

し、小清水町産のでんぷんをベースに地元の食材を使用した菓子が製造・販売され、企業誘致と閉校施設の利活用、雇用の創出、地元農産物の新たな需要の確保などにつながっている。

また、農業を通じ魅力のあるまちづくりの一翼を担うため、令和二（二〇二〇）年に小清水町、JA、九州の食品メーカー等が構成員となって小清水農業振興公社を設立し、令和四（二〇二二）年に町内の高校跡地に建設したアグリハートセンターを拠点として農作業支援を中心に運営しているほか、「地域の学びの場を新たなステージへ小清水の未来を育む拠点づくり」をテーマに、同センター内の宿泊施

設、研修施設、地元の農畜産物を使った食品の開発施設、農業体験施設の利用を通じ、農業関係者と町内外の人々との交流が深まることを目指している。

一方、商工業においては、人口減少や高齢化社会の進行を踏まえ、身近な生活の場地域に密着した商店街づくりを目指した空き店舗の活用などを推進し、中心市街地の活



湖 沸 瀧

性を図っている。小清水原生花園や藻琴山、リリーパーク等の地域資源を活かした観光振興にも取り組んでおり、平成一七（二〇〇五）年にラムサール条約登録湿地となった瀧沸湖では、オオハクチョウなどの渡り鳥の中継地として多くの観察者が訪れるほか、牡蠣貝やしじみの養殖など内水面漁業も行われている。

移住や定住促進に向けた取り組みも進めており、地域の魅力や情報の積極的な発信をはじめ、町有財産の一部や空き家を活用し、町外からの「お試し居住」や「U・I・ターン」を募る取り組みや、自治会などの協力を得ながら空き屋バンク（情報・斡旋）を推進し、同バンクで取得した

住宅の改修に対して助成するなど、転入者等が住宅を取得しやすい環境づくりを進めている。

二大規模な畑作を 主体とした農業

(一)消費者から信頼される

農産物の生産

小清水町の農業は、小麦や馬鈴薯、てん菜、大豆、にんじんなどを主体に大規模な畑作が営まれているほか、一部酪農も盛んであり、安全・安心で品質の高い農畜産物の安定供給をはじめ、食品関連産業や観光などの他産業とも連携しながら、地域経済や社会の維持・発展に大きく貢献している。



主な作物でみると、小麦は「きたほなみ」（秋播き小麦）・「春よ恋」（春播き小麦）が栽培され、全道トップクラスの高収量、高品質を誇っているほか、澱粉用馬鈴薯は、澱粉専用品種が大半を占めており、町内の食品メーカーの菓子の原料をはじめ、全国で幅広い用途に利用されている。



小麦の収穫

町では、JA等の関係者とも連携しながら、地域の農業生産力の維持・強化を図るため、食の安全・安心の確保をはじめ、農地の整備・改良や意欲ある担い手への農地の利用集積等による生産基盤の整備のほか、ICTの導入によるコスト低減・省力化、六次産業化や観光と結びついた経



にんじんの加工

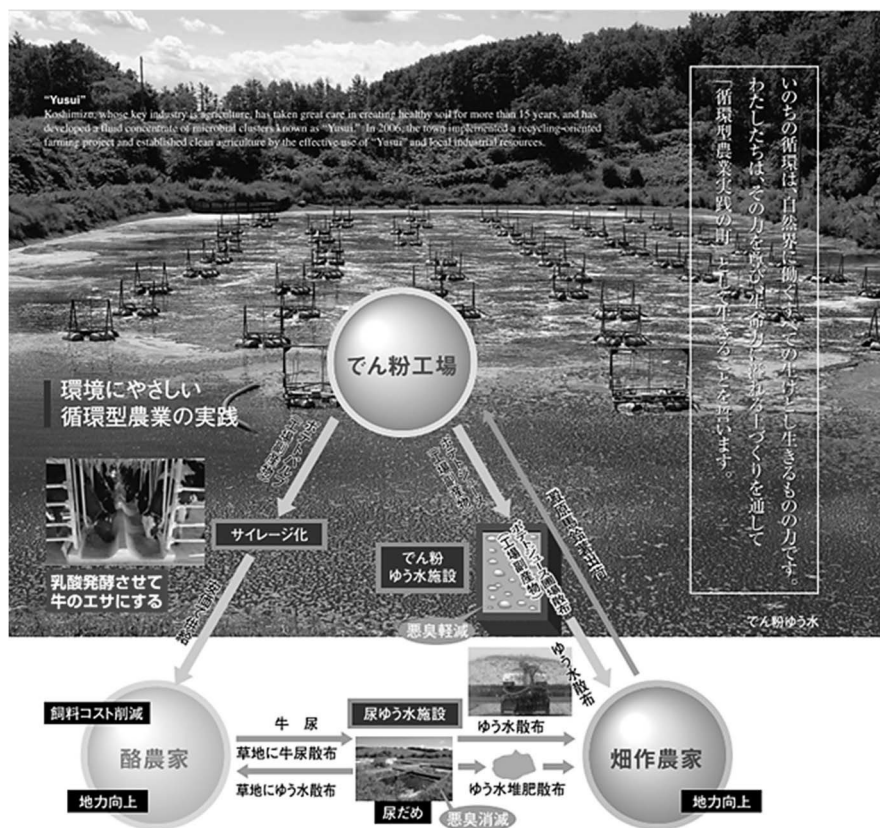
営の多角化等を推進し、農業経営の安定化に力を入れている。

こうした施策を踏まえ、JAでも多くの取り組みが進められているが、中でも農産物の安全・安心の確保においては、「にんじん」・「ブロッコリー」・「玉ねぎ」を対象に、生産や加工などの工程管理の記

録を残しながら、生産者から消費者までを情報でつなぐシステム（全農安心システム）を早くから取り入れ、毎年度第三者による現地検査・審査によって生産基準や危機管理体制などをチェックし、安全が認証された生産、加工などの記録をWebで公表するなど、消費者から信頼される農産物の生産・供給に取り組んでいる。

（二）健康な土づくりを基本とした循環型農業の先進地

小清水町の農業は、地域関係者が一体となった取り組みにより、個々の経営は安定的に規模拡大を続け、農業・農



村の発展につながっているが、その一方で規模拡大に伴う新たな土壌病害虫の発生や農産物の品質低下、地力低下などの課題も生じている。このため、町では、重要な生産基盤

である農地の地力を維持するため、小麦・馬鈴薯・てん菜の畑作三品に加え、豆類・野菜・緑肥作物等を取り入れた四年輪作体系の確立を積極的に推進している。

ゆう水施設を利用した耕畜連携システム

また、土づくりの大切さを認識している小清水町では、昭和五三（一九七八）年に良質な土壌をつくる組織として立ち上げた「小清水町土づくり対策推進協議会」を中心に、早くから農地への有機質資源の還元を推進してきた。この対策の中では、本町の先進的な視察先から入手した微生物を家畜ふん尿に加え

て培養し、「ゆう水」と名付けて有効活用することに取り組み、その後、地域におけるたい肥づくりや土づくりが活発となる切っ掛けとなっている。

さらには、てん菜から砂糖を抽出する際の副産物である

「ライムケーキ」を「ゆう水」

に加えて改良することで、で

ん粉工場から排出される廃液

の臭気抑制やでん粉粕の飼料

化も可能となっており、現在

では副産物の有効活用による

小清水式の耕畜連携が進み、

小清水ブランドの確立につな

がる環境と調和した資源循環

型農業が実現している。

町としては、今後とも資源

循環型農業を充実させること

により、SDGs（持続可能

な開発目標）の目標の一つで

ある持続可能な農業生産として、環境と調和した農業を推進していく考えである。

三地域の農業構造

二〇二〇年の農林業センサ

スによると、小清水町の農業

経営体数は二九四経営体で、

一〇年前に比べ二割減少して

いる。経営耕地面積は、九、

五三・一haで五・七％減少して

いるが、一経営体当たりの経

営耕地面積は三三・五haで、

一〇年前に比べ一八・二％増

加している。

個人経営体の年齢別基幹的

農業従事者数は、五年前に比

べ各年齢別従事者数の構成割

合に大きな変動はないが、五

〇歳代の減少数が五七人と最

表 1 農業経営体数、経営耕地面積の推移

区 分	単位	2010年	2015年	2020年	増減率 (%)		
					2015/2010	2020/2015	2010/2020
農業経営体数	経営体	371	342	294	△ 7.8	△ 14.0	△ 20.8
うち個人経営体	経営体	310	274	224	△ 11.6	△ 18.2	△ 27.7
うち経営耕地のある経営体数	経営体	367	338	293	△ 7.9	△ 13.3	△ 20.2
経営耕地面積	h a	10,106	10,067	9,531	△ 0.4	△ 5.3	△ 5.7
1経営体当たりの経営耕地面積	h a	27.5	29.8	32.5	8.4	9.1	18.2

表 2 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

区分	単位	計	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～
2015年	人	759	61	94	112	192	188	112
	%	100.0	8.0	12.4	14.8	25.3	24.8	14.8
2020年	人	581	31	68	101	135	156	90
	%	100.0	5.3	11.7	17.4	23.2	26.9	15.5

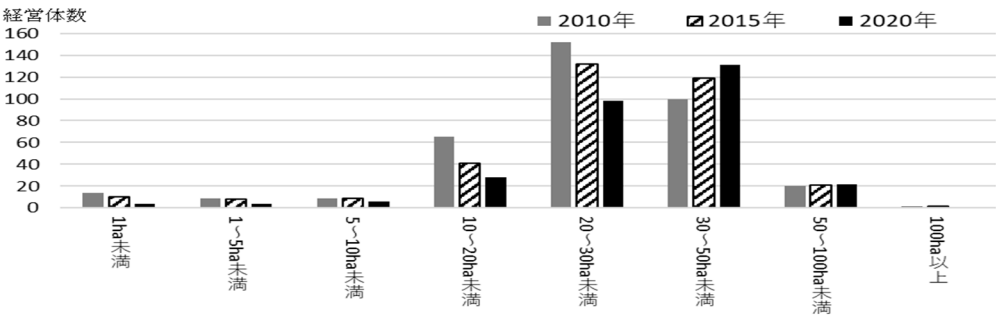


図1 経営耕地面積規模別経営体数

表3 農産物販売金額1位の部門別経営体数（農業経営体）

区分	計	工芸作物	雑穀・ いも類・ 豆類	酪農畜産	野菜	麦類作	その他
2010年	366 100.0	187 51.1	38 10.4	62 16.9	60 16.4	16 4.4	3 0.8
2015年	337 100.0	181 53.7	52 15.4	56 16.6	34 10.1	11 3.3	3 0.9
2020年	292 100.0	132 45.2	60 20.5	47 16.1	28 9.6	22 7.5	3 1.0

資料（表1～3、図1）：農林水産省「農林業センサス」

も多く、二九歳以下の若者の減少数も三〇人と多い。

経営耕地面積規模別の経営体数は、「三〇～五〇ha未満」が最も多く、次いで「二〇～三〇ha未満」の順となっており、両階層で全体の約八割を占めている。

農産物販売金額第一位の部門別経営体数は、「工芸作物」が四五・二％と最も多く、次いで「雑穀・いも類・豆類」が二〇・五％、「酪農畜産」が一六・一％となっている。

四地域農業の課題 と今後の対応

小清水町の人口は、昭和三五（一九六〇）年の一一、五一七人をピークに減少傾向で、

少子高齢化が進んでおり、町民の約三人に一人が六五歳以上の高齢者となっている。農業では、一戸当たりの経営面積が拡大する一方で、担い手の高齢化が進み、将来の農業・農村を支える担い手の数が減少し、労働力不足が課題となっており、労働力が必要になじん等の一部作物については、その作付面積が減少している。

町では、農業生産力の維持・強化により、地域に多様な人材が定着し活躍できるような農業経営の安定化を図りながら、ICTなど新たな技術の導入や農作業支援組織の活用等による農作業の省力化を推進するとともに、農業実習生や農業に興味を持つ者の積

極的な受け入れ、農業振興拠点施設のアグリハートセンターでの新規就農者や農業者を対象とした担い手養成学校の運営などの町独自施策も積極的に推進し、地域の未来を創る担い手の育成・確保に取り組んでいる。

こうした中、これまで地域では農繁期などに不足する労働力を農外からの雇用により補完してきたが、年間を通じて農作業がない畑作主体の小清水町では、近隣から臨時的に雇用を確保することが年々難しくなってきた。このため、平成二九（二〇一七）年には、JAこしみずが愛媛県の「JAにしよう」と姉妹JA協定を締結し、農繁期の異なるJA間で相互に農作業

員を融通し合う取り組みが開始された。

町では、農産物の安定生産に不可欠な農繁期の労働力を確保するため、㈱小清水農業振興公社が中心となり、愛媛県や大阪府など他県の産地や人材派遣会社等と連携しながら、小清水町の農繁期には他産地から人材を受け入れ、農閑期には他産地に人材を派遣するなど、産地間で労働力をリレー方式で確保する仕組みにも力を入れている。

町は、今後、こうした取り組みをさらに進め、農業・農村の持続的な発展に不可欠な労働力の安定確保に全力で取り組み、農業者が将来に希望と誇りを持って取り組める力強い「小清水型農業」の確立

を目指している。

五新たなまちづくり 「ワタシノ」

小清水町では、身のまわりにあるモノやサービスを日常時と非常時に役立てることができる「フェーズフリー」の概念を導入し、昨年五月に新たな役場庁舎をオープンした



『空間写真©2023Nacása&Partners Inc.』

新庁舎では「私の場所のように自由に楽しんで使ってもらい、私の場所と思维れるくらい愛着を育んでもらい、私の小清水町を育てる場所になってほしい」という願いを込めて「ワタシノ」の名称で、防災拠点の形成、コミュニティの再生、親しみを持って気軽に訪れる空間などのプロジェクトが推進されており、地域の豊かな自然やじゃがいもをイメージしたデザインや施設整備は全国的な企業が担当し、地元商工会などと協力して運営されている。

庁舎内に整備された「フィットネスジム&スタジオ」は農閑期の農業者も利用しているが、災害時には暖かな一時避難場所として利用され、ま



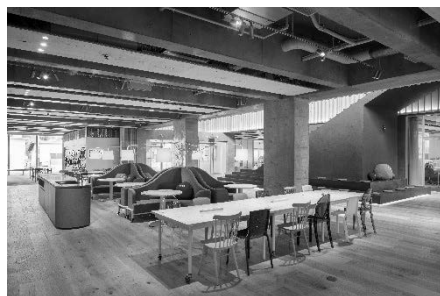
『空間写真©2023Nacósa&Partners Inc.』



た地元食材を使った料理等を
楽しめる「カフェ・コミュニ
ティスペース」は、災害時に
は炊き出しスペースに利用で
きるようになっていて。二四
時間利用できる「ランドリー」
も整備され、アウトドアや農
作業の機会が多い地域に合わ
せて「泥汚れ用洗濯機」も用

意されており、非常時には貯
水と非常用電源を利用した衣
類洗濯の場としての機能も有
している。このため、これま
では用事がなければ訪れなかつた役場において、住民同士のコミュニティが生まれる切っ掛けとなっている。

また、本年一〇月には役場の前に大手ドラッグストアがオープンする予定であるが、災害時に町に物資を供給する



『空間写真©2023Nacósa&Partners Inc.』

協定を締結しており、町独自の災害物資の備蓄負担の軽減が図られるほか、本年初めて町がJAや食品メーカーと一緒にになって、こうした地域の素晴らしさや特産物のPRを首都圏で行う取り組みも進められている。

取材に対応していただいた久保町長は、「農業が基幹産業であり、強い農業があるから町も生き延びることができる。小清水町は耕畜連携の取り組み



『空間写真©2023Nacósa&Partners Inc.』

みで循環型農業の先進地となったが、今は畑作が力をつけ酪農が縮小しており、この地域で耕畜連携の大切さを改めて考えた農業振興を進めなければならぬ」との考えを示されたほか、「人口減少は止められないが、減少幅を少しでも抑えるためにコミュニティづくりなどにも取り組んでいきたい」との抱負も語られており、小清水町が今後とも新たな取り組みに挑戦され、道内のモデルとして発展していくことが期待される。

小清水町役場の皆様には、取材への対応などに多大なるご協力をいただきました。誌面を借りて御礼申し上げます。

特別研究員 瀬川辰徳

研究所だより

令和6(2024)年度 調査研究課題等一覧

～(一社)北海道地域農業研究所(6月末現在契約済み課題等)～

研究区分	業 務 名 ・ 研 究 課 題 名	期 限	委 託 者 等
受託研究	環境変化に対応した新規参入支援体制の構築に関わる調査研究(継続)	令和7年3月	公益財団法人 北海道農業公社
	現代流通における食品卸の役割と将来展望に関する調査研究(継続)	令和7年3月	一般社団法人 北海道農産物協会
	地域農業振興計画の検証に係る調査研究(継続)	令和7年1月	北農五連J Aサポート協議会
	スマート農業技術の活用に関する調査研究	令和6年12月	ホクレン農業協同組合連合会
	適正な輪作体系確立に向けた輪作の実態に関する調査	令和7年3月	
共同研究	足寄町農業協同組合地域農業振興計画策定支援	令和7年1月	足寄町農業協同組合
自主研究	北海道農業協同組合史に関する調査研究(継続) (北海道地域農業研究所設立30周年記念事業)	令和8年3月	一般社団法人 北海道地域農業研究所
	「みどりの食料システム戦略」に対応した新しい農業の潮流に関する調査研究	適宜発信 (令和8年3月)	
	北海道におけるインショップ型直売に対する産地側の組織的出荷対応に関する調査研究	令和7年3月	

今年はどうな夏になるのでしょうか

(令和6年4月～6月)

■ホクレン委託事業に関わる打合せ

(4月4日)

ホクレンてん菜業務課と令和六年度の調査研究課題および取進めスケジュールについて打合せしました。

■JAあしよる委託事業に関わる打合せ

(4月5日)

地域農業振興計画策定に関わる取進め手順やスケジュールなどについて、JA事務局と打合せしました。

■北農五連委託事業に関する研究班会議

(4月11日)

JA地域農業振興計画の検証業務に関して、協力研究員と担当するJAや取進めスケジュールについて協議しました。

■ホクレン委託事業に関わる打合せ

(4月18日)

ホクレン営農支援センターからの委託事業に関して、委託元と調査課題の詳細について協議し、決定しました。

■北海道農産物協会委託事業に関する研究班会議

(4月22日)

「食品卸の役割と将来展望」に関する二年目の調査研究計画について、物流面などでの課題を共有し、取進め方針を確認しました。

■JAあしよる委託事業に関わる意見交換

(4月23～24日)

JA理事、生産部会・青年部・女性部役員一七名が参加し、地域振興、農業振興における課題などについて意見交換するとともに、JA幹部職員と取進めスケジュールについて協議しました。

■自主研究に関する研究班会議

(4月25日)

みどり戦略に対応した新しい潮流に関する調査として、韓国慶南研究院の申先生から「慶尚南道における親環境農業の展開」と題した報告(WEB)をいただき、情報共有しました。

■令和五年度監事監査の受監

(5月8日)

令和五年度の事業内容や収支状況などに関する監事監査を受監しました。

■令和六年度第一回理事会

(5月8日)

令和六年度事業報告並びに計算書類、令和六年度通常総会の開催及び会費の賦課、徴収方法などについて協議し、承認を得ました。

■ホクレン委託事業に関わる研究班会議 (5月13日)

ホクレン宮農支援センターからの委託事業に関して、協力研究員と調査の取進め方法などの詳細について協議しました。

■「わがマチの自慢」に関する現地取材 (5月17日)

「地域と農業」第一三四号に掲載する「わがマチの自慢」を、オホーツク管内小清水町において取材しました。

■北海道農業公社委託事業に関する研究班会議 (5月22日)

環境変化に対応した新規参入支援体制の構築に関わる調査研究に関して、委託元や協力研究員と二年目の研究方針について意見交換を行いました。

■JAあしよろ委託事業に関わる現地打合せ (5月28日)

地域農業振興計画の策定にあたり、JA幹部役職員と振興計画の構成に関して打合せを行いました。

■自主研究に関する調査 (5月30日)

インショップ型直売に対する産地側の出荷対応などに関して、店舗運営側の事業者への聞き取り調査を行いました。

■北農五連委託事業に関する現地打合せ (6月6日)

JA地域農業振興計画の検証業務に関して、JAサロマと業務の取進め方法やスケジュールなどについて協議しました。

■北海道農業公社委託事業の報告会の開催 (6月14日)

環境変化に対応した新規参入支援体制の構築に関わる令和五年度の調査研究結果の報告会を、委託元と共催し、北海道農政部、JA北海道中央会から一〇名の参加をいただきました。

■通常総会の開催 (6月24日)

第三四回通常総会を開催し、併せて五年ぶりに特別講演会を開催しました。

研究会・研修会等への報告者・講師の派遣

○「第二三回村づくり・人づくり報徳研修会」

主催 一般社団法人北海道報徳社
とき 令和6年5月23～24日
テーマ 報徳概論、二宮尊徳の思想、現代における報徳ほか
講演 石田 健一（当研究所・常務理事）

○「北海道大学農学部農業経済学科での特別講義」

主催 北海道大学農学部農業経済学科
とき 令和6年6月13日
テーマ 系統農協の購買事業について
講演 道下 徹（当研究所・専務理事）

新しい役員体制

令和六年六月二十四日の当研究所通常総会及び理事会にて、役員の一部が改選され、左記のとおり就任しました。

理事長	小 椋 茂 敏	北海道農業協同組合中央会 副会長理事
副理事長	柏 木 孝 文	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事副会長
副理事長	坂 下 明 彦	一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長、北海道大学名誉教授
専務理事	道 下 徹	一般社団法人 北海道地域農業研究所
常務理事	石 田 健 一	一般社団法人 北海道地域農業研究所
理事	坂 爪 浩 史	北海道大学 大学院農学研究科 教授
理事	吉 野 宣 彦	酪農学園大学 農食環境学群循環農学類 教授
理事	宇 野 克 彦	北海道信用農業協同組合連合会 経営管理委員会 副会長
理事	早 川 仁 史	北海道厚生農業協同組合連合会 代表理事副会長
理事	前 本 政 道	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事常務
理事	尾 居 清 一 (新任)	公益財団法人 北海道農業公社 常務理事
理事	荒 川 裕 生	生活協同組合コープさっぽろ 会長
理事	今 井 克 樹	全国農業協同組合連合会 経営企画部北海道・東北・東海・北陸地区担当部長
理事	佐 藤 久	全国共済農業協同組合連合会 北海道本部長
理事	土 屋 克 之 (新任)	農林中央金庫 札幌支店長
代表監事	岡 田 恒 博 (重任)	北海道農業共済組合 組合長理事
監事	山 口 良 一 (重任)	北海道農業協同組合中央会 代表監事

人事異動

<退職>

総務部長 今 五月
(4月30日付)

<発令>

事務局長兼総務部長 今野貴紹
(5月1日付、前事務局長)

編集後記

内閣府の四半期別GDP速報によると、二〇二四年一～三月の経済成長率は二期ぶりのマイナス成長となり、特に三年度に入ってから消費が減少し続けるなど、コロナ禍からの回復が簡単ではない事を改めて感じる結果となっています。

世界各地の紛争や歴史的な円安の中で物価高が消費を抑え込んでいる状況は変わらないまましばらく続いていくものと予想されています。

一方、春闘では概ね三〇年ぶりと見える高い賃上げが実現し所得の伸びが一部の層にはみられると思うものの、夏に向けて電気、ガスの負担軽減政策も期間を終了し、且つ円安から物価上昇率も再加速する予想もあり、実質賃金の目減りが現実感あるものとして受け止められているのではないのでしょうか。

でも、これらの理由により価格を上げることが出来る工業生産物とはもかく、農業生産物においては高騰する生産コストに見合う価格や収入になっていない現実があります。

野菜が高いとテレビでいつものスーパーの店長さんが説明してくださいますが、記録的な猛暑などによる生産量の減少と需要の増加が影響している高値であり、生産コストを上乗せしている価格ではないということなどの生産現場の苦悩をもっと報

道して欲しいと思うのは私だけでしょか。

農林水産省が作成した「食料・農業・農村基本法改定」の概要によると法案の柱は「食料安全保障の確保」で「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手でできる状態」と定義されています。

合理的な価格という意味は、生産活動を維持できる価格、生産コストを賄える価格といった概念ではなく、あくまで、「需要と供給」「品質」により市場で決まる価格と捉えられているようです。

その概念で「食料安全保障」が確保され、維持できるのでしょうか。

今号掲載の「第五次北海道食の安全・安心基本計画」と「第五次北海道食育推進計画」の概要にあるように、生産現場として

も食料の安定供給と環境負荷低減の見える化や食育にも今以上に取組み、再生産可能な「適正な価格」を消費者の皆さんに理解していただけるような発信や説明を拡げていくことも必要な時代なのかもしれません。

海外からの旅行者の皆さんが円安を謳歌し、日本の美味しい料理を楽しんでいる姿を眺めながら、そんなことも考えてみました。
(今野 貴紹)

「地域と農業」第134号

発行：一般社団法人 北海道地域農業研究所
〒060-0806
札幌市北区北6条西1丁目4番地2
ファーストプラザビル7階
☎ 011 (757) 0022
Fax 011 (757) 3111
HP : <https://www.chiikinouken.or.jp>
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

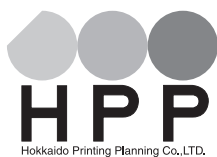


MEDIA UNIVERSAL DESIGN

MUD(メディア・ユニバーサルデザイン)とは

できるだけ多くの方に正しく情報が伝わるよう
見やすく、わかりやすいデザインにしようという考え方です。
個人の色の感じ方や高齢者・子どもたちにも配慮した
ユニバーサルデザインの必要性が高まっています。

私たちはメディア・ユニバーサルデザインに取り組んでいます



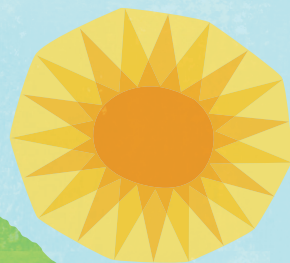
北海道印刷企画株式会社

〒064-0811 札幌市中央区南11条西9丁目3-35

TEL. 011-562-0075 FAX. 011-562-0355

URL <http://www.hpp-c.jp/> E-mail info@hpp-c.jp

つながる 地域、 育つ安心



お子さまからシルバー世代まで、地域の皆さまが、ずっと健康で安心して暮らせる地域社会をめざして。JA共済は、ひと、いえ、くるま、くらし・営農に関わるさまざまな地域貢献活動に取り組んでいます。



ひと



いえ



くるま



くらし・営農



レインボー体操



災害シートの無償配布



生徒向け
自転車交通安全教室



介助犬の育成・普及支援



書道・交通安全
ポスターコンクール



農作業事故体験VR

JA共済の地域貢献活動

詳しくはJA共済 地域貢献活動HP
「ちいきのきずな」で。

ちいきのきずな

検索



JA共済